

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年2月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年2月26日（月） 午前10時00分～午後2時44分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 せりざわ裕次郎 委員 塚本よしひろ
委員 澤田えみこ 委員 大倉たかひろ
委員 須貝行宏 委員 松本ときひろ
委員 石田秀男 委員 中塚 亮

出席説明員 桑村 副 区 長 久保田 企画部長
佐藤（憲） 企画課長 吉岡 政策推進担当課長
遠藤 財政課長 小林 施設整備課長
辻 広報広聴課長 横田 情報推進課長
河西 情報戦略担当課長 堀越 総務部長
黒田 新庁舎整備担当部長 多並 広町事業担当部長
勝亦 総務課長 岡 秘書担当課長
加島 人権啓発課長 崎村 人事課長
田口 人材育成担当課長 佐藤（聡） 経理課長
堤坂 税務課長 山下 新庁舎整備課長
大友 新庁舎建設担当課長 泉 広町事業調整担当課長
大串 会計管理者 鈴木 選挙管理委員会事務局長
高山 監査委員事務局長 大澤 区議会事務局長
北原 河川下水道課長

○午前10時00分開会

○せりざわ委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他と進めてまいります。

なお、議案審査に際し、河川下水道課長にご同席いただいておりますとともに、経理課長が厚生委員会の請願・陳情審査のため、途中で退席されますので、あらかじめご了承ください。

また、審査の都合上、お手元に配付してございます、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

最後に、机上に配付しております令和5年陳情第53号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

本日は、3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で2名の方から録音申請が出ております。これを許可いたします。

併せまして、本日写真撮影、録画撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、各会派の意見を伺いたいと思います。

なお、前例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

では、自民からお願いします。

○澤田委員

前例どおりでお願いいたします。

○塚本副委員長

前例どおりでお願いいたします。

○大倉委員

事前に写真を撮っていただければと思っております。

○須貝委員

前例どおりでお願いいたします。

○松本委員

審議に差し障りがない範囲であれば、撮っていただいて結構でございます。

○石田（秀）委員

前例どおりでお願いします。

○中塚委員

冒頭のみではなくて、審議に差し障りのない範囲で、自席から自由に撮っていただいてよいと思います。

○せりざわ委員長

それでは、各会派のご意見を伺いましたが、前例どおり議題に入る前のみ自席から撮影を可とするという意見が多く出ましたので、議題に入る前に写真撮影を認めるということにしたいと思います。

また、撮影に関しましては、自席から撮影していただきますよう、お願いいたします。

それでは、写真撮影、録画の申請をされた方は撮影をお願いいたします。

[写真・録画撮影]

○せりざわ委員長

よろしいでしょうか。

では、議事を進めさせていただきます。

1 議案審査

(9) 第32号議案 第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更について

○せりざわ委員長

はじめに、予定表1の議案審査を行います。

冒頭に申しあげましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

まず(9)第32号議案、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤（聡） 経理課長

それでは、私のほうから議案審査、(9)第32号議案、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第96条1項5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条につきまして、予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約の契約金額の変更につき、提案するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。本件は、令和2年第4回定例会で議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約におきまして、シールド工の進捗の遅れによる工期の変更および契約金額の変更を提案するものでございます。

契約の相手方は、大成・松本・鈴中建設共同企業体、代表者、大成建設株式会社東京支店、常務執行役員支店長、中村有孝氏でございます。

2ページをご覧ください。中ほど、4の変更概要でございますが、工事の施工方法を変更するとともに、(7)その他といたしまして、品川区工事請負契約条項第25条第6項の規定に基づく、賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用、およびその下(8)で、工期を84日間延長するものでございます。

その下の契約金額ですが、第2回変更の金額43億2,454万円を47億4,008万7千円とし、4億1,554万7千円を増額するものでございます。

なお、当初37億1,800万円で契約いたしまして、その後、第1回の変更を令和4年第4回定例会で議決いただきました。第2回の変更は、5%以内の契約金額の変更であったため、令和5年第3回定例会に専決処分の報告をしております。

今回の変更は、議決を経ました第1回変更の契約金額に比べまして、一番下にありますが、6億1,717万7千円を増額でありまして、約14.97%の増となります。したがって、専決処分として報告できます議決を経た契約金額の5%以内の変更を超えるため、今回提案させていただくものでございます。

なお、本件は、明日の建設委員会で工事内容の詳細が報告される予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

ご説明ありがとうございました。

材料費が引き続き値上がりしているところで、事業者も大変苦労があるなと思うのですが、為替について伺いたかったのです。今1ドル150円に再び下がりました、去年の8月9月ぐらいも150円だったのが、また150円ということで、多くの鋼材を輸入するに当たっては、当然材料が値上がるという影響になるかと思うのですが、大手のところは一定材料を自分たちで取っておいて、その中でやりくりするとはいえ、ここまで為替が1ドル150円という状態が続くと、またいろいろ現場が厳しくなってくるのかなと思うのですが、為替の変動とこういう価格の変動が、どういう関係にあるのか。実際の材料費高で見て判断するということなのか、為替についてご説明いただけたら。

○佐藤（聡）経理課長

ただいまのご質問についてですけれども、いわゆる材料費等というところで見ていると思いますので、そういった為替の変動によります原材料の部分だと思っておりますので、そういったものも含めて、単価といえますか、鋼材費が上がれば、東京都、国のほうで、そういった単価を出しまして、それに基づいて、区のほうも判断していくということになりますので、その部分に含まれているというふうにご理解いただければと思います。

○須貝委員

まず最初にお聞きしたいのですが、今回納期が遅れて84日間延長ということですが、簡単でいいのですが、理由を教えてください。

○北原河川下水道課長

工期が遅れた原因についてですけれども、シールド工事に当たって、発生した残土をポンプで圧送して地上に持ってくるというやり方を今回の工事で行ってしまっていて、圧送する管が、掘削した土が物すごい細かい細砂層だったので、詰まってしまうという状況がありまして、詰まってそれを取り除いてを繰り返すような作業が何か月間か続きまして、それで工期が遅れが生じてしまったという形になります。

現在はそれが解決しまして、到達まで至っているということでございます。

○須貝委員

今、原因が分かりまして、業者の作業工程の問題なのか、砂利とかそういう処理の問題なのか、そこら辺は我々も分かりませんが、ここでインフレスライドするというのですが、延長は84日間しかないのですよね。それに対して、材料費が上がれば、もう材料はこの期間で購入する必要もないわけですよね。もう仕上がりの段階に進んでいる。ではそれに対して、インフレスライドで工賃が上がるかという、約2か月と少し。3か月に満たないと思うのですが、それに対しても、インフレスライド条項というものは適用すべきなのですか。

という、工事が遅れば遅れるほど、インフレスライドを適用する時期がどんどん増えるわけですよね。でも、このようにもう工期が終わる寸前にインフレスライドを適用する意味があるのですか。その辺少しお聞かせください。

○北原河川下水道課長

まず、インフレスライドについてですけれども、基準日を設けまして、その基準日以降に工事を行った内容について、価格を改定するという形になっておりまして、基準日は令和5年5月31日となって

おりますので、それ以降に行った工事の内容について、インフレスライドを適用している形になります。
ですので、今後発生する数か月分ではなくて、その基準日以降のものを採用している形になります。

○須貝委員

変更の理由云々、あとインフレスライド適用の時期、今説明を受けましたので、我々が見ると、この84日間でそれだけインフレスライドを適用するのはおかしいなというふうに思うのですが、そのように遡って適用されるというのもまた不思議だなと思いますし、我々も民間業者を調べていますけれども、民間ではほとんどこういうことがなくて、業者が泣いているという話も我々聞いているので、こういう仕組みに対しても、私は自治体として考えていかなければ、区民の理解は得られないのではないかと思いますので、それだけ意見を言わせていただきます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

まず1つは、細砂層が出たと。これで機械がというお話があったけれども、これは当初も入札をかけているのですが、そういうのが出てきたときはどちらの責任ですか。土がそうだからこうでしたというのは、それはそれで合っているのだろうけれども、現実がそうだったと。それを最初から見込んでいたのか、見込んでいないからこれはオーケーですよ。お金を払っているわけだから。見込んでいないものが、これはどういうことだと見込んでいたのだけれども、こういうふうに今言った細砂とかが出てきたら、これは見込んでいないことなので、これは役所としても入札の金額の中に入っていないから、プラスでしょうがないですねという判断をしたわけですね。

もう少しそこら辺を説明していただきたいのと、それからこの41億から15%増えているということだけれども、この15%はこれまでのこういうぐらいの規模の工事でなくてもいいのですが、小さい工事は金額が少し上がればそれぐらいのことがあるけれども、この40億ぐらいの中の15%は結構大きいと思うのです。こういうものは今致し方ないのかという感じです。

先ほど為替の話があったけれども、為替はそんなにこれと関係しているかなという気がしてならない。多分単価はもう高止まりして下げ気味と私は理解しているのだけれども、違うならごめんなさい。そう考えると、ここへ来てこれまでの全体のインフレスライド。これをずっと業者と交渉されてきたのだろうと思うのです。大変ご苦労いただいて、交渉されてきて、それで、致し方ないなという判断がどこかにあったということだと思うので、もう少しそこら辺を丁寧に説明していただくと、よく理解してもらいやすいのではないのかなと思います。そこら辺を教えていただきたいと思います。

○北原河川下水道課長

まず、今回の工期が延びたところは、当初から分からなかったのかということですが、設計段階においても、ボーリング調査をやりまして、それで土質を把握してやってきてはおります。ただ、想定よりも細かい砂が分布していたということで、掘り進めることはできたのですが、管が詰まるということまでは想定できなかったということになりまして、そういう意味では、今回、変更で流動性を高めて圧送できるようにするような材料も追加していただいておりますので、当初想定するのは難しかったのかなというふうに感じております。

2点目の増額の金額が大きいのではないかとのお話ですが、まず、今回インフレスライドをかけているのですが、昨年度もインフレスライドで増額をしております、合計で大体1億8,000万円ぐらいがインフレスライドによるものになっております。

あと、今回の工事で影響が大きかったのは、土質の調査をしたところ、土の中に汚染土といますか、自然由来のヒ素であったり、いろいろなものがあることがありまして、それを適正に処分するために費用が大きくなってしまったということで、直接工事費3億5千万円ぐらいの影響がありました。それらがなかった場合は、比較的増額の内容としても適正なものになってくるのかなと思っておりますので、インフレスライドに関しては、東京都下水道局のルールに基づいて、適切に積算をしているところでございます。

○石田（秀）委員

今ので大分分かりました。1つは、先ほど細かい砂となると、シールドを掘って行って進められるのだけれども、今度は搬送する機械のほうがという話があったのですが、掘って行って細かい砂だと軟らかいのかなと勘違いをしているのか、私が間違っているのかもしれないのですが、今度シールドでパネルみたいなもので上を固めて進んでいっているのだらうけれども、それが逆にもう少しほかの、そこにセメントを入れてその砂を固めるとかいろいろな作業が出てきて、そういう中で砂の部分を少し固めにし、それから枠をはめていくというような余計な仕事も増えてきたというところがあって、お金も増えているのかなというのが1つ。

それから、今、自然由来のヒ素系の土が出てきたというのは、素直に書いたほうがいいのではないかな。これぐらいかかってしまいましたと。別によく掘って、何でもそうだけれども、我々もよくありますが、思いもよらない土が出てきた場合はしょうがないですね。もちろん土壌調査もしているのだけれども、土壌調査をやったポイントでは気がつかなかったわけですね。

それはもう、どちらが悪いとも言えないのだけれども、それも理由に書いてしまったほうがよかったような気がしてならないのですが、どうかというのが2つあります。

○北原河川下水道課長

最初に、汚染土の話ですけれども、訂正がございまして、汚染土については、当初から第1回、あと第2回の変更の中であったものでして、今回に関してはその内容の変更ではございません。

ただ、当初37億というものに対して、47億と大きく上がっていることについては、主要な原因が、汚染土とインフレスライドにあったという説明をさせていただいたものになります。

もう1点が……。

○石田（秀）委員

砂が細かいと、地盤が軟らかいのではないかなと思った私がいるというだけであって。

○北原河川下水道課長

細かい砂によって、掘りやすくなる場所はあるのですけれども、ポンプで圧送するときに、砂と水が分離してしまい、水だけが圧送されて、砂だけが管の中にどんどん詰まっていってしまうという現象がありました。なので、材料を加えて一緒に圧送できるような仕組みに変えたというやり方です。

○石田（秀）委員

分かりました。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第32号議案、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり、可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

河川下水道課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(1) 第10号議案 品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例

○せりざわ委員長

次に、(1)第10号議案、品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤（憲）企画課長

それでは、私から、第10号議案、品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料をご覧ください。

まず、項番1の条例改正の理由です。昨年の第4回定例会で、区の組織条例の改正について議決をいただきました。これにより、記載しております2つの条例について、組織名称の変更が必要となりますことから、本条例によりまして、一括して改正をお願いするものです。

具体的な改正箇所をご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前となります。

まず、品川区特別職報酬等審議会ですが、これまで総務部総務課で庶務を担っていましたが、総務部の名称を区長室といたしましたので、このたび改正を行うものです。

次のページをご覧ください。品川区財産価格審議会についてです。これまで、総務部の経理課で所管していましたが、経理課は来年度、企画経営部に移りますので、組織名称を改正するものです。

施行期日は、記載のとおりです。

組織名称の改正のみ必要な2つの条例を、一括して改正するご提案でございます。

なお、組織以外の改正を含む条例につきましては、改正内容を所管する部署から各委員会にご説明することとしております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

では、ご発言ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより、第10号議案、品川区の組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 第11号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○せりざわ委員長

次に、(2)第11号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横田情報推進課長

私からは、第11号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、いわゆるマイナンバー条例について、ご説明いたします。

資料をご覧ください。そもそもこの条例がどのような条例かというところがございますが、品川区がマイナンバーを利用することができる事務、マイナンバーを利用して部署間で情報連携を行うことができる事務を規定しているものになります。

まず、項番1の改正理由でございますが、マイナンバーの利用、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の提供を行うことができるのは、番号利用法、あるいは当条例に規定する必要がございます。

今回、番号利用法の一部改正、当条例に規定している区独自利用事務の取扱いが終了したことから、必要な改正を行うものでございます。

次に、項番2の改正内容でございます。(1)番号利用法に伴う規定整備でございますが、番号利用法の別表第二の規定が、法律から主務省令、総務省令へ委任されることになりまして、法律から削除されることになりました。これに伴い、条例において番号利用法別表第二を引用している条文について、改正の必要が生じたため、規定整備を行うものでございます。

参考までに番号利用法の別表のご説明をいたします。恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

番号利用法別表第一でございますが、マイナンバーを利用することができる事務になります。ここでは都道府県知事または市町村長は、地方税の事務を行うに当たり、マイナンバーを利用することができるというふうに読みます。

次に、別表第二でございますが、他機関自治体等に特定個人情報を照会することができる事務およびその情報を規定したものになります。ここでは、市町村長が、地方税の事務を行うに当たって、一番上の医療保険者に医療保険の給付情報を照会することができるかと読みます。

また、表面にお戻りいただきまして、(2)個人番号を利用することができる区独自事務のシステム連携の終了でございます。心身障害者福祉タクシーの供給に係る乗車料金の助成に関する事務および心身障害者の日常生活のために必要な自動車燃料費の助成に関する事務のシステム連携の終了に伴いまして、今度は条例のほうの別表第1、別表第2から削除、多子家庭学校給食費補助金の交付に関する事務の終了に伴いまして、条例の別表第1、別表第3から削除するものであります。

最後に、項番3の施行期日でございますが、記載のとおりとなります。

また、別紙で、本条例改正の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。
私からの説明は、以上でございます。ご審議のほう、よろしく申し上げます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

ご説明ありがとうございました。

主な改正理由は、大きく2つだと、今説明がありましたが、(1)の番号利用法改正に伴う規定整備について、伺いたいと思います。先ほど説明がありましたが、これまで法律で定められているものが、省令に変わるということですが、なぜ変わる必要があるのか。どこの点が利点だと思っているのか、その点を伺いたいと思います。

(2)の、システム連携の終了に伴う改正。これは必要な改正かなと思いますけれども、現状はこれで全部事足りているのか。今後またこういった対応が幾つか予定されているといたら語弊があるかもしれないですが、何か説明できる現状があれば伺いたいと思います。

○横田情報推進課長

今回の番号法から省令に変わる理由でございますが、新規の情報連携を行うにはその都度番号利用法を改正する必要がございます、法改正に大体1年ぐらいかかり、またその後システム改修に1年かかるなど迅速な情報連携というのが困難でございました。今後、新型コロナウイルス感染症のような不測の事態に迅速な情報連携を実現するために、法律から主務省令に変更することになったということでございます。

2点目の、条例で今後またこのような改正があるかでございますが、新しくマイナンバーを使う事務が発生した際には、条例改正を追加で行いますし、なくなった場合は削除するというのを予定しております、喫緊であるかという、この2点ということになります。

○中塚委員

法律の規定から省令に変わった理由、迅速な対応をしていきたいというご説明がありましたけれども、これまでもマイナンバーについては個人情報の漏えいへの不安や、また、様々な事務に拡大することへの不安、自分の個人情報が知らないところで様々ひもづけられていくのではないかという不安の声を、私は多く聞いております。

迅速に進めていくという言い方は、不安を感じる方にとっては、知らないところでますます広がっていくということの表れだと思いますので、態度表明は後でもう一言述べますけれども、マイナンバーカードをさらに進めるものなので、反対です。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○塚本副委員長

1点だけ確認したいのですが、不勉強なのですが、項番2の(2)の今回必要がなくなったので削除しますよという、システム連携の終了に伴って、①のほうに欠番扱いということで、空欄で項目26とか27が残るのですよね。これはなぜですかという。全部削除しないで欠番扱いにすることの意味だけお伺いしたいので、お願いします。

○横田情報推進課長

今回の条例でございますが、この後ろにも事務が幾つかございまして、この情報連携のほかに、個人

情報保護委員会のほうに、この項番何番で提出するというのがございまして、そちらのほうも修正があったり、影響が大きいのでこのような欠番扱いというふうにしております。

また、条例が委任している規則のほうも大きな改正となってしまうので、このような取扱いになっております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

意見として、先ほど中塚委員からお話がありましたけれども、区民サービスが様々どんどん広がって、いろいろなものが出来上がっておりますが、品川区として迅速な区民サービスに対応するためには、こういう制度、法律から省令に変えるという、そういうことをやって、できるだけ、私は今後も合理化を図っていただきたいと思っております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成しますが、一言だけ。先ほど中塚委員からお話があったので、私はマイナンバーカード、省令になって、品川区は積極的に推し進めてといたしますか、いろいろ利用できる範囲を広げていくべきだと思っておりますし、それを迅速に対応できるようにしていくということは非常にいいことだと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

○中塚委員

マイナンバーの利用をさらに拡大させる規定整備なので、反対です。

○せりざわ委員長

それでは、これより、第11号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(3) 第12号議案 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

○せりざわ委員長

次に、(3)第12号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を、議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

それでは、私から第12号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますけれども、区長部局におきまして、令和6年1月より、いじめの相談窓口を設置する等、いじめの早期発見・早期解決に向けた対応を図ってございます。今後より一層、教育委員会、学校と連携協力の下、区長部局におけますいじめ防止対策等について、総合的かつ効果的に推進していくことから、品川区いじめ防止対策推進条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、項番2でございます。(1)がいじめに対する相談、通報に関する体制の整備につきまして、これまでの教育委員会の体制に加え、区長部局においても相談しやすい環境を整備していくことを明文化したものでございます。

(2)に行きまして、いじめの対処に当たりましては、区長部局と教育委員会がいじめに関する情報の一元化を図り対処していく、という体制について、明文化したものでございます。

(3)に行きまして、区長部局におけるいじめに関わる調査について、こちらを明文化したものでございます。

(4)でございます。区長部局による必要な措置の勧告につきましては、いじめの事実等があり、かつ、教育委員会、学校が法に基づく適切な措置を講じていないときには、外部の第三者の意見を踏まえて、第三者的な視点から、教育委員会に勧告を行って、救済を図るものでございます。

(5)でございます。いじめに係る児童への支援といたしまして、児童の置かれた状況に応じて、支援を行っていく旨、明記したものでございます。

(6)、その他、保護者におかれましては、その保護する児童等がいじめを受けていると思うときは、学校の教職員ですとか教育委員会、区長部局に相談する旨定めてございます。

主な改正は以上になりまして、改正の条文につきましては、項番3、新旧対照表に記載してございます。

4番、施行期日でございますけれども、令和6年4月1日を予定しているものでございます。

私からの説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

資料のご説明がありました。改正内容には、特に記されていないのですが、私が注目している改正は、第4条のいじめの禁止の規定についてです。今までは、いじめの禁止と定め、「いじめを行ってはならない。いじめを発見した場合はいじめを傍観せず報告するよう努める」でしたが、今回の一部改正は「いじめを受けているときまたはいじめを受けていると思うとき」を追加するものです。

つまり、全ての児童生徒は改正前はいじめをしてはいけない、いじめを傍観してはいけないだったのが、今回は本人がいじめを受けているときを追加するものだと私は思ったのですが、それでよいのか、その理由も伺いたいと思います。

そしてもう1点、第4条第2項に「区または関係機関等に相談するよう努めるもの」とありますが、相談することを努力義務とすることなのか、確認させてください。つまり、併せて言いますと、いじめを受けている本人に、新たに保護者、教職員、品川区または関係機関に相談することを義務づけるための一部改正ということでしょうか、なぜ本人に義務づけるのか、伺います。

○勝亦総務課長

まず、いじめの禁止の部分、第4条でございます。まず、委員のお考えのとおりでよろしいかというところでございますけれども、改正前の条文につきましては、いじめを行ってはならない。それから、いじめを発見した場合ということで、従来ですといじめをしてはならない、それから傍観してはならないというところでございます。

そういった中で、いじめを受けているという主観的な部分についても、いじめを受けた場合、相談をしていただくという考え方が必要ということで、この第2項、いじめを受けていると思うとき、第3項にもいじめを受けていると思う、または他の児童がいじめを受けていると思うとき、いわゆるいじめを発見した場合、それ以外にも、主観的にいじめではないかと考えたときには積極的に相談をしてくださいという趣旨で、改正を行っているものでございます。

努力義務の部分でございます。「努めるものとする」と書かせていただいております。努力義務という部分の考え方には当てはまるかと思えます。ただ、罰則等があるものではございません。いじめに関しましては、いじめそのものが見逃してはならない、犯罪に近い行為である、悪いことであるということであって、それを放置することなく、積極的に相談していただきたいということで、「努めるものとする」というふうに記載させていただいているものでございます。

○中塚委員

努めるものというところは、努力義務という部分に当てはまるという説明でした。私が伺ったのは、いじめを受けている本人に、いじめの報告義務を追加した理由は何かと伺いました。改めてご説明ください。

○勝亦総務課長

義務という言い方が、難しいかもしれないのですけれども、いじめを受けても、自分がいじめかなと思ったら、決して自分の中で抱え込まずに、先生や親、学校等に相談していただきたいという、そういった趣旨でございます。

○中塚委員

説明では相談してください、趣旨ととどめておりますが、条文上は努めること。つまり、いじめを受けたら、いじめを受けているという相談をすることを義務づけるものだというのであって、相談してくださいという簡単なことではないと思います。

つまり言いたいことは、いじめを受けているお子さんが、今どんな思いをしているのかということで

す。誰にも相談できない、親だけには知られたくないという思いを強く抱いています。いじめが深刻であればあるほど相談できないし、知られたくないという強い思いを抱くことは、この問題に関わる方の共通の実感だと思います。

こうした子どもに、保護者や先生や品川区に相談することを義務づけることは、つらい思いをしている本人をさらに追い詰めるものだと私は思いますが、いかがでしょうか。

併せて、いじめの現場では、要するに子ども同士の会話では「ちくったら許さないぞ」、こういう会話が繰り返されるわけです。繰り返されて脅されているわけですね。いじめを受けている子どもは、だから相談できないのですよ。相談したら、ちくったら、いじめがさらにひどくなるのではないかと怖がっているわけです。

実際に「お前、先生にちくったな」と言われて、いじめがひどくなる、陰湿化していくということは、残念ながら残酷なよくあるパターンの1つだと私は思います。報告したらいじめが陰湿になる実態がある中で、それを本人に義務づけるのは、私はひどい改正だと思います。ちくったら陰湿化する、そういう実態が子どもたちの関係性の中にあるということは、ご存じなのか伺いたいと思います。

○勝亦総務課長

まず、努力義務の部分に関してでございますけれども、こちら努力義務といっても、この努力を果たさないと不利益を課すぞというような趣旨の「努める」ということではございませんで、一般的な考え方としまして、悪いことを見たら110番しましょう、体調を悪い人を見たら119番しましょう、そういったある程度一般的な部分の努力義務になると思っております。

今、委員がおっしゃったように、誰にも相談できない状況があるのだよということ。これをそのまま放置してしまうと、結局いじめが表に出てこずに、学校、それから区等の対応が遅れるということになります。こういった目に見えないいじめを少しでも早く発見していくという趣旨の改正になりますので、このように定めているものでございます。

○中塚委員

いじめを受けている本人がいじめを報告すると、いじめが陰湿化していく。ますます先生の見えないところでいじめが繰り返される。そうした実態があることは私は何度も話も聞くし、自分が小学生や中学生のときにも本当によくあることで、恐らく多くの方が体験したり見たりしているのではないかなと思います。

つらい思いをしているいじめを受けている本人に、報告を義務にすると。今、義務を果たさないと不利益を課すものではないとおっしゃったけれども、今回条例上「努める」と記載をする変更ですから、努めなければ、何なのかと。報告しないあなたが悪いのだという理屈につながってくるわけです。

いや、区長としては条例違反とは言わないと言うのかもしれませんが、「努める」と書かれているものに努めていない実態があれば、それは本人が悪いのだと、報告しないあなたが悪いのだという、より追い詰めるものに私はつながってくると思います。いじめの禁止という、いじめの罰則化を強化するものだと思いますが、改めて伺いたいと思います。

あまり繰り返しませんけれども、このいじめの禁止の規定自体、私はおかしいと思っているのです。そのいじめの禁止を担保するために、今までは傍観してはいけない。ほかの条文ですけれども、「保護者や地域の方は、区に報告することを努める」とありましたけれども、今回は本人が入っているのです。本人に義務づけるというのはひどいなと思いますけれども、今品川区にいじめの重大事態として認定されているものは何件ありますか。

要するに発見され、その重大事態が繰り返されている中で、解決していないことが私は問題だと思うのです。解決とは、いじめが止まることです。こういう改正で、いじめが止まると区長部局は本当に思っているのか、改めて伺いたいと思います。

○勝亦総務課長

まず、総論といたしまして、この改正でいじめが止まるのかというご意見でございますけれども、いじめは現実としてございます。そういった中で、現在も国の統計の中でも年間、昨年68万件のいじめがあったという報告が出ております。いじめはございます。そういった中で、いじめを完全に解決するルール、手法は、現在我々が持ち合わせている科学、理論、そういったもので、この方法を使えばいじめがなくなるという手法はないと認識しております。

そういった中で、今、いじめについて、実態が分からないままにすることなく、少しでも実態を把握するために、いじめを受けていると感じたら、迷うことなく身近なところ、相談できる人に相談してほしい。その情報をいただき、もちろん委員がおっしゃるように、いじめがそのことによって陰湿化したりするケース、個々のいろいろなケースがあるかと思えます。そういったことに対しても、様々な知見を持った人間ですとか、ノウハウ、機関が協力して、いじめに対処していく。これがこの条例の改正の目的であり、役割だと考えています。

○中塚委員

課長がおっしゃるように、いじめがあったら、困ったことがあったら、信頼できる大人に相談していいのだよとアピールすることはとても大事だと思います。それは私も1ミリも否定しません。問題なのは、困ったあなたに報告することを義務づける、努める、これは違うということなのです。

大事なことは、相談できる環境をつくったり、窓口を増やしたり、例えばそういうアピールをすることが大事であって、本人に「努める」という規定ではないと思います。

私は様々な場面で、いじめをなくすには、いじめをしている人がいじめをやめる必要があるのだと述べてきました。いじめを止めるには、自分の行為が相手をどれだけ傷つけているのか、命を奪うことにもつながりかねない深刻な問題なのだという理解をなくしていじめは止まりません。

また、いじめを止めるには、いじめをしている生徒がなぜいじめに走るのか、なぜいじめをして楽しんでいるのか、心や成長のゆがみの原因や背景に何があるのか。本人から聞き取って、自分の間違っただけ行動に気づくきっかけをつくってあげて、例えば、そこにある孤独感や苦しみにも共感しながら、決してそのはけ口にいじめをしてはいけないのだよという理解を深めることだと思います。

しかし、今回の改正は、いじめを止める方向とは真逆だと思います。いじめられている本人に、報告を義務づけるというのはさらに追い詰めることだと思います。このことは、改めて強く言いたいと思います。

次に、第19条、いじめに対する措置についてですけれども、私はそれぞれ条文がありますが、いじめ防止の条例で規定すべきことは、児童生徒がいじめを受けずに安心して学校に通う権利があるのだと。安心して、命を奪われることなく学校に通う権利が児童生徒にあるのだと。このことを規定して、品川区の教育委員会はその連携や、地域や保護者はその権利の保障のために環境整備をする責任があるのだと、そのことを明記するのがこの条例の趣旨だと私は思いますし、そうあるべきだと思います。

今回の第19条についてまず質問したいのですが、区長の調査や資料の提供や説明、勧告を記載しています。学校教育において、教育の独立は説明するまでもない犯してはならない大原則です。区長は不当な介入をしてはいけません。その上で、この第19条にある調査、資料の提出、説明、勧告と

というのは、教育の直接性や専門性をどのように脅かさない、どのように保障するという説明なのか、どう担保しているのか。つまり、不当な介入には当たらないというのは、どういう理屈なのか、そこをご説明いただきたいと思います。

○勝亦総務課長

まず、こちらの条例の制定の目的、それから改正につきましては、冒頭前文にありますように、未然防止、早期解決、早期発見を図ることを目的としております。そういった意味で、区長部局がというよりは、品川区、教育委員会、学校、児童自身、それから保護者、それぞれが連携して、協力して解決していくものというふうに考えてございます。そういった意味で、いじめに関して、それぞれが行うべき役割を果たすべきというふうに考えてございます。委員がおっしゃいましたいじめへの理解ですとか、そういったいじめはよろしくないのだという部分は日常的な人間教育の中で指導されていくものかなというふうに考えてございます。

また、第19条の部分でございますけれども、こちらにつきまして、まず、いじめの事実の把握。それから、法律に沿った対応ができていないときに、勧告を出すことを定めているところでございます。

ただ、勧告につきましては、組織上の命令という形ではございませんで、意見の表明という形になりますので、教育の中身に触れるものではない部分と、いじめに関しては、教育の中身というよりは、発生している問題の解決への対処というふうに捉えてございます。

○中塚委員

この勧告というのは、組織上の命令ではなくて、意見の表明だという説明がありました。ここは大事な部分なので、もう一度詳しくご説明いただきたいのですけれども、どういうケースになると、不当な介入に当たるのか。こういうケースであれば、不当な介入には当たらないのか。そこは大事な説明になりますので、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

つまり、私は先生の直接性、専門性を奪うことは許されないと思うのです。子どもと直接接するのは先生たちや学校ですから、そこについての区長部局の見解も伺いたいと思います。

併せて、品川区が行うべきことは、先ほど述べましたけれども、要するに少人数学級だったり、複数担任制だったり、スクールカウンセラーを1校に1人常勤配置するなど、環境整備だと思うのです。そうした区長部局の役割は、いじめ解決への環境整備だと私は思うのですけれども、前文に書かれているとおっしゃっていましたが、改めてその点も伺いたいと思います。

○勝亦総務課長

今回の条例に定める区長部局でのいじめの相談対応。こちらについて、「教育委員会と連携し」とありますけれども、対応を行っていく中で、教育への不当な介入、こういったものは発生しないというふうに考えております。

教育委員会におきましても、委員がおっしゃったようないじめへの対応を行っております。そういった環境整備も区の役割としてございますけれども、教育委員会とはまた違った視点で、第三者的、中立的にいじめの解決に取り組んでいく、相談を受けていくという役割も、区長部局として、よりいじめの早期解決に向けて尽力するために、この改正を行っているとこのように考えております。

○中塚委員

最後に一言、教育委員会と区長部局がいじめを解決するために、いじめをしている子どもがいじめを止めるために、やめるために連携していくことは、必要なことだと私は思います。

しかし、教育の独立性や、先生方の直接性や専門性、そこを奪うものであってはならないということ

を改めて述べたいと思います。多くの大人が、ずっと取り組みながら解決してこなかったいじめの問題について、少なくとも今回の改正は、一部改正でわざわざ、今度は本人に自分がいじめを受けていると、相談することを努めると義務付ける。これはより追い詰めるものだな、陰湿化するものだなと私は思いますので、私の意見を受け止めていただけたらと思います。

○せりざわ委員長

ほかに。

○松本委員

今、中塚委員から質問がいろいろ出たので、この中で継続してお伺いしたいところがあるのですけれども、まず、政治的な中立のところ、お話出ましたけれども、これは行政だけではなくて我々議員もその定義というか、なぜそれがいいのかというものを考えなくてはいけないというふうに考えておりました、介入が許されない教育内容について関与がなされると、これは政治的に偏ってしまうところがあると思います。

本件の条例改正というのは、まず1点目ですけれども、内容について何か勧告を出していくものなのか、それとも、実際にはいじめは人権侵害ですから、人権侵害の部分に対応するために行おうとしているのか。ここを改めて伺いたいと思います。お願いします。

○勝亦総務課長

基本的には、法律に定める対応を、教育委員会・学校等が行っているどうかを見て、適切な対応を取るよう勧告をするものというふうに考えてございます。教育の内容に関して踏み込んでいくというよりは、対応の部分を見て、そういった介入というご心配の部分もございまして、2の(4)でございまして、公正かつ中立な判断ができる第三者の意見を聞いた上でという、さらにより確度を高めるような形で対応していきたいと考えております。

○松本委員

ありがとうございます。教育内容の部分ではないとしても、例えば、今回ですと出席停止の話とかが出てきて、そこは一定程度教育の在り方、内容と少しずつ絡んでいくのだと思います。一方で、全て教育の独立ということを守ることを盾に取って、教育委員会から適切な対応がなされないということになると、それはそれで児童生徒の人権侵害が起こると。そのバランスをどう考えるのかというところで、今回は第三者性を担保するような仕組みをつくっていただいたというふうに理解いたしました。これは、当てにできるのかなというふうに私としては思います。

もう1点、先ほど中塚委員が質疑された中で、私も同じところが気になりまして、今回の第4条のところでは、これは先ほどの第4条第2項、これは、主語が「児童等は」となっており、さらに「相談するよう努めるものとする」というふうになっている。これは、先ほどのご答弁では、努力義務ということ想定しつつ、何か罰則があるものではないというお話はあったのですけれども、ただこれは、必ずしも私はこの条例の改正に反対するものではないですが、ぜひここは区長部局にも考えておいていただきたいなというふうに思うのは、一定程度努力義務とはいえ課していくというのは、心理的な負担にはなっていくと思っています。

恐らく、本条例の改正というのは、寝屋川の条例を参考にしたものかと思いますが。寝屋川のほうも、確かに似たようないじめ、児童生徒等に対して努力義務を課するというような内容になっているところでは私も把握しています。ただ、これは単純にそれを聞き移すだけではなくて、ほかのいじめに限らない人権侵害との関係を考えていただきたいなというふうに思うのが、例えば、DV防止法、あるいは

児童虐待防止法。こういうものに、例えば、お考えいただきたいのが、例えばDVの被害者に通報の努力義務を課すとか、児童虐待を受けている児童に対して通報の努力義務を課すというのは、恐らくこれは一般的な感覚からしても違ってくるのではないかなというふうに思います。

なので、これは半分要望もあるのですけれども、もう少しこの児童生徒に対して、この通報の努力義務を課すと至った際に、どういうふうな検討がなされたのかというところをもう一度ご答弁いただければと思います。お願いします。

○勝亦総務課長

こちらの「努めるものとする」、完全に禁止するとする、そういった表現ではなく、「努めなければならない」という表現になろうかというところはあるんですけども、こういったいじめに関してはなかなかご本人が相談しづらい、できないという部分で、いじめの相談を誰かに訴えていくことが必要なのだということを訴えるといいますか、位置づけるために、「努めなければならない」ではなく「努めるものとする」という表現にしているところでございます。

○松本委員

趣旨としては、ご回答いただいたとおりだと思います。ただ、繰り返しになりますけれども、一定の努力義務を課すというのは、被害者に努力義務を課していく。それがなかなか言いにくいから、言いやすくしていくというようなご趣旨も含まれていると思うのですが、それは恐らく文言としては、こうした努力義務的な文言ではなく、環境整備のほうが本来は重要かと思います。

中塚委員はそれと絡んでほかのこともいろいろおっしゃられていて、ただ、それはこの努力義務のところと並行して行えることと私は思いますけれども、ただその部分は、区長部局の態度として、ここは被害者の自主的な対応というところを尊重するということは、ぜひ心に留めておいていただけないかなというふうに思います。

○せりざわ委員長

ほかにご発言ございますか。

○石田（秀）委員

最初に教えていただきたいのは、これは平成28年に、教育委員会、教育長も含めて、区長部局、最初に区長の管轄下になったときにこの条例ができたのかなと思っているのですが、違うのかな。間違っていたらごめんなさい。制度が変わりましたよね。あのときなのかなと思っていますが、それで今回、令和6年4月1日からなので、平成28年から初めてこれを改正することになるのか、そのときかなというのを最初に教えてください。

○勝亦総務課長

こちらについては、いじめ防止対策推進法に基づいて設置したものというふうに理解してございます。改正につきましては、先の令和5年第4回定例会においても、教育委員会のほうから改正の提案を行う等、改正等は行っているところです。

○石田（秀）委員

すみません。区長の管轄下というのは、言葉が少し間違っているかもしれないけれども、それになったときではないということだと理解しておきますが、そうすると、先ほど来いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例ということで、いじめ防止対策の推進ですが、これを読んでいて思ったのは、昨年度からいろいろ教育委員会のことであって、というような話があったのですが、基本は現場に任せるのが普通教育の関係。先ほど来教育内容の話は大分出てきたけれども、ほかのことで「なぜこのような重

大事態を報告しないで」みたいな話があったのですが、そういうことがあるから区長部局でということですが、これだけを見ていると、基本は学校だろうと思っています。

ここに書いてあるように、早期発見、早期解決が大切だと思っていて、この発見をするのも学校の先生であり、誰かといったら身近にいらしている教員等が発見するのが一番身近だと思っていて、それはもちろん家庭の時間も長いわけだから、父兄というのものもあるだろうけれども、基本学校にいる時は学校の教員だと思っています。

そうすると、ここで区長部局がそういうものを、今これ防止法と言っているけれども、現実区長部局は現場を知らない。現場を知らなくて、連携していきますと言うのだけれども、何でもかんでも上げてもらいますと言うのですが、上げてもらったら報告で、その後区長部局で一步踏み出すのはどうするのですか。調査をかけようとかどうするかといっても、それも教育委員会と連携してやっていくということになりますよね。

動くのは教育委員会、学校側というふうになるのか。区長部局側としては、どこが実際に調査だ何だと連携してやっていくのかというのが不安になる。教育委員会がやるのか、今度の区長室がやるのか。弁護士も置くというから弁護士なのか。現場が分からないから現実どうするのか。そこら辺はどういうつもりでこれをやっていかれるおつもりなのかというのを教えてください。

○勝亦総務課長

こちらのいじめ防止対策推進条例でございますけれども、まず教育委員会、学校が、委員がおっしゃるように現場が基本だという部分は、1日児童生徒に接していただいておりますので、あろうかと思いません。学校、教育委員会におけるいじめ対応につきましては、従前のおり、学校でも当然先ほどありましたように、教育の精神的な部分、人間的な部分の教育から始まって、いじめへの対応ですとかそういったものの学校での役割というものは重要なものだと考えております。

そういった中で、いじめ防止対策推進法でも定めてありますように、教育委員会、それから区長部局にもそれぞれ役割がございます。そういった中で、従前の教育委員会、学校でのいじめ対応、これに加えて区長部局でもいじめの相談をする窓口を設け、相談できるところを増やし、そして、具体的な対応、支援等を行っていくということで、早期発見の口を増やす。それから解決の方法を増やしていく。そういった趣旨の改正になってございます。

○石田（秀）委員

事前通告みたいなことをするけれども、予算特別委員会でこれはやろうと思っていたので、通告しておきます。ただ、私はこの窓口を設置するということは、確かにそれはそれでどうぞやって、窓口を広げるというのはいいことだと思っているので、それはいいのですが、今言ったように現場が、これまでもなぜこんなのが分からなかったのだとか、なぜ発生してこのようなことになってしまうまで、こういうふうになってしまったのだというようなことがある。

それはもうすぐく早期に発見して、小さいときに解決できていればよかったのではないかとということも相当あるのだろうと思っているし、そのことによって学校が変わるとか不登校になるとか、その前に防げる。なったとしても、どういうふうにしたらいいのだということを教育委員会だって考えているわけですよね。教育委員会も考えているのだけれども、それがなかなかうまくいかないから区長部局も一緒になってやっていきましよう。

今お話を聞いていると、区長部局が、こういうことを具体的にこうやっていけば、今みたいなことも、教育委員会が一生懸命やっているけれども、プラスアルファこういうことをしたほうがいいのではない

かということ、私は区長部局として言えるべき話だと思っているのです。それが言えないと、結局、また教育委員会といいますか、現場に任せるようになって、ことが発生して大きくなってから、ではそれに対応していきましょうとなってしまふような気がしてならないのです。

ですから、具体的なことは予算特別委員会の10分間の中で一本勝負でそれをやるので、ぜひ、それだけ言っておきます。

○須貝委員

私も、なぜ区長部局でやるのかということのはずっと疑問に思っていて、今回この改正条例を見ていて、いろいろ考えた末、そうなのか。教育委員会が今までも再三再四10年以上、青少年健全育成協議会もそうですけれども、ずっといじめと、それから不登校の問題がずっと起きているにも関わらず、一向に改善するのではなくて、逆に増えていく。それは子どもも変わっていくから、そうだと思うのです。それで、区長は区民のお子さんを守るべく、今回こういう覚悟を持って出たのかなと。今度区長にも相当な責任が行くわけですから、そうなのかなあというのを思いました。

日常生活などでもそうですけれども、スポーツの世界でもそうですが、その場でいじめとか何か不穏な動きがあれば、そこで判断できるのですが、教員も子どもたちと四六時中一緒にいるわけではないので、私はなかなかいじめを事実確認するのは難しいと思うのですよね。本来は1つのクラスに10人に1人でも補助員がついて、子どもたちを監視しているような体制があれば、または、防犯カメラがついていて、子どもたちが集まっているというのを確認できるようなそういうものがあればいいのかなと。そうするとその場で解決しやすいのではないかなというふうに思います。

ただ、今の現状で教員と子どもたちの生活指導というのは難しいのかな。ただ、この間、区のほうから、子どもたちに「これを何かあったら直接区のほうに送ってください」というのがきを子どもたち一人一人に渡して、そうすると子どもたちは何かあったらそれに書いて、そのまま投函できると。私はこの仕組みはすごくよかったのではないかなと思います。これから、初めてやることですけれども、いい結果が生まれればいいなと思います。

それで、先ほどから教育の独立性が担保できるのか云々がありましたけれども、今回これを見ていると、改正理由を見ていると、教育の独立性は担保してやっていると。ただ、今回どうしても今まで教育委員会に任せていたのだけれども、この世の中、世情の状況では難しいかということ、区長部局でもやはり事実を知りたいというその表れが今回出たのだと思います。

どういう方向に進むのか分かりませんが、区内の子どもたちを守らなければいけないという表れだと思うのですが、ただ、この総務委員会で文教委員会の内容をやるとなると、これまたすごくキャパが増えますよね。恐らくこの話をしたら、1日や2日で済まないと思うのです。それは今度大変だなというふうに思いました。ただ、子どもたちのことなので、しょうがないなと思いますけれども。

今、お話ししたのですが、質問というよりはどういう方向に進むのか。どういうふうに今後改善されていくのかを期待しつつ、私は今回の議案に関しては、賛成しようと思っています。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○塚本副委員長

今までの質疑に少し出てきているところもあるのですが、今回この条例が出てきて、今情報の一元化という、いただいている委員会資料のところでも、教育委員会からと区長部局からの情報管理の一元化と。一元化されるということは、それぞれ教育委員会のところに上がってきたいじめの情報、区長部局

の相談窓口から入ってきた情報、これが一元化されて、それぞれがいつもリアルタイムで、参照することもできると。こういうことだと理解している。その確認が1点です。

それから、そういった情報が一元管理されていていつでも品川区内でこういう報告がありますねと、いじめの事案が上がってきてますねということが見られるように、区長部局と教育委員会でなる。運用というか、手続的なところですけども、そこに上がっているものをどのように1事案ずつそれぞれ対応していくのか。何かそれぞれが勝手に動くということではないと思うので、そういう運用というか手続の部分というのは、どのくらい詰められているのか。現状について、お伺いしたいと思います。

○勝亦総務課長

情報の共有に関しましては、現在、共通のフォーマットを、いつ発生したのかとか、必要な項目を教育委員会のほうと詰めまして、共通の項目をそれぞれ同じ項目で共有し合うという考え方があります。

○塚本副委員長

運用が。どちらかというと後半の運用の手続のほうを。

○勝亦総務課長

データのなもので言えば、常時連携ができるかなというふうに考えられますけれども、対応関係図にございますように、基本的にはまず月に1回程度、必ず担当者レベルですとか、課長レベルですとか、情報共有の場、そういったものを設けて連携していくというふうに考えています。

○塚本副委員長

基本的な決め事としては最低限月1というのも分かるのですが、いじめというのはリアルタイムに対応しなければいけないことなので、そういった事案が、緊急性がある事案が上がってきたときに、所管における手続というのがないと、対応が遅れてしまうとか、漏れてしまうとかそういうことになり得るので、そのところはすごく大事だなと感じています。

そこについては、あるいは、条例を制定して、その後いろいろな規則とか要綱とかそういうもので条文を詰めていくという話に、今の段階ではなるのかもしれませんが、その点についてももう一度お願いします。

○勝亦総務課長

詳細な事務フロー等についてはまだ定めてございませんけれども、まず今おっしゃいましたように、取り漏れ等が起こってはいけませんので、現状区長部局のほうで受けている相談等々につきましても、情報の確認ですとかそういったものはリアルタイムで相談員のほうから学校、それから教育委員会と連絡を取りながら、状況を確認して進めているところです。

○塚本副委員長

今後、これから詰めていく部分はかなりあるのだろうなというふうに受け止めましたので、また、しっかりとこの辺については注視していきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかに。

○大倉委員

いろいろ皆さんの議論を聞きながら、そうだなというところで、1点、学校側で言うと、いじめを見つけたときに、教育委員会の教育的な視点で、どちらかというと福祉的な部分の視点で見て、解決を図っていくのかなというふうに思っています。例えばそれは、いじめる側も、いじめられた側もというところで言うと、まずはいじめられた側のところかなと思いますが、区長部局として、そういった報告

がぜひタイムリーに飛んでくるというところでは、どういった視点を持って、教育委員会とは違う視点、第三者委員会というお話もここで出てきていますが、中立的な判断というところでは、どういうふうにいじめを捉えていくのかというのを、聞いていて分からなかったので教えていただければと思います。

○勝亦総務課長

いじめに対する教育的な対応という部分では、学校を中心に、人間的な教育の部分等々出てくるかと思えます。区長部局におきましては、先ほど委員からの発言がありましたとおり、学校現場について知っているとかそういう状況ではございません。それぞれが第三者的な、中立的な立場に立って、被害を訴えている方、学校、それから加害者に対して中立的、第三者的に、客観的に、弁護士等の意見も踏まえながら、対応を図っていきたいと思えます。

○堀越総務部長

この条例を作成した経緯でございますが、いじめ防止対策推進法で過去の天津市の事件などがあって、総合的に対応していくということで、教育の中立性、独自性を担保しながらも、いじめ事件に対してはしっかりと介入して行って、総合的に対応していくという考えでございます。

これまでの対応の中で、なかなか漏れてきたものがあるですとか、もう少し早期に解決できれば、もう少し早めに対応できたのではないかというのを踏まえて、もちろん教育のアプローチが基本というふうには考えています。教育アプローチと相まって、第三者的な視点を持って、区長部局からもアプローチしていくと。

例えば、その第三者的なとはどういうことかというのと、例えば保護者の方、被害者の方がお感じになっていることと、教育とのコミュニケーションが、あってはならないことなのかもしれないですけども、それに対しての違う視点からの相談、対応を入れて、しっかりと対応していくという考えでございます。

その中で、今、区長部局のほうに、総務課に相談があった場合は、リアルタイムにというのは先ほど課長が申ししておりましたけれども、相談があった場合は、例えば翌日ですとか、そういった場合には保護者の方ですとか生徒の方と面談をした上で対応を行っています。具体的な対応といたしましては、教育委員会や学校との相談対応ですとかそういったことをしております。

定例的に、総合的な件数、総数的な対応の相談ですとか、そういった協議というのも行っておりますので、そういった中で運用を積み重ねながら、どのような形でやっていくかというのをしっかりとやっていきたいということでございます。

今回のこの条例につきましては、先ほど努力義務云々の話もありましたけれども、自発的な対応をして、我々が、区長部局、教育委員会がしっかりお子さんを守るのだよというような姿勢を示して促したということと、そのほか、例えば相談体制ですとか、例えば先ほど勧告というのもありましたが、それらを含めて環境整備を図っているというものでございますので、この条例の制定を機に、さらに対応を深めていきたいというふうにと考えるとございまして。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ほかにご発言ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。最後に少しだけ、意見をもう1回。今独立性の話も少し出しました。改めて申し上げたいのですが、今会社でも、どのような組織でもそうだと思うのですけれども、独立独立というところ、大事は大事ですが、それを任せているとどうしても中だけの視点になってしまうというのが、これまでの品川区の教育委員会でも、こういう事案が出てきたというのが現実の問題です。なので、第三者的な視点でというのは、極めて大事なのかなというふうに思っております。

それに加えて、大事なのは運用のところ。これはもう区長部局も重々ご承知のとおりかと思うのですが、児童虐待防止も法律上はいろいろな枠組み、制度があったり、委員会とか協議会とかというのは法律上規定されていますけれども、実際の運用でそれがうまく働いていなくて、見過ごしているというような事態があるかと思えます。

そこは、運用のところをこれから私たち区議会議員としても注視しないといけないと思っておりますが、例えば1つ大事になってくるのは、今回総務部副参事ということで、弁護士を選任されるということで、弁護士もこれは専門が様々で、従前の全国のこうした第三者的な教育に関係する弁護士として選任されている方たちをみると、必ずしも子どもの人権とか教育とかに専門性を持っていない方も、何となく区への貢献みたいな形で任命されて、区というか全国なので、この自治体への従前の貢献ということで、横すべりの選任されている方もいらっしゃるように見受けられます。

そこら辺については、今回に関しては、きっちりと子どもの人権、あるいはいじめの問題について、これまで注力なされた方を選任していただく。運用のところでも気をつけていただくことを要望いたしまして、態度としては賛成させていただきます。

○石田（秀）委員

基本的に賛成です。

それで、先ほど言いましたけれども、先ほど教育委員会と月1回担当者レベルでという話がありましたが、非常に心配しています。現場というのは教員、それから学年主任や指導主事、それから副校長、校長と上がっていく現場があると思っております。

これが、ここまで上がってきて、それから教育委員会に来るといときは、事案が発生して、相当大きくなってからだと思っていて、私はここに書いてあるとおりで、早期発見早期解決なので、その現場の中でそれが行える環境整備を、区長部局と教育委員会、それこそ現場でどういうのがいいかというのを考えるべきだと先ほどからずっと言っていて、それはどこかで、予算特別委員会でやりますから、ぜひそのつもりでいますが、これについては賛成します。

○中塚委員

先ほども述べましたが、いじめを受けている本人に、いじめを報告することを条例で義務づけることは、つらい思いをしている本人をさらに追い詰め、そして、ちくったなどといじめの陰湿化につながるもので、反対です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第12号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(4) 第13号議案 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(5) 第14号議案 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例

○せりざわ委員長

次に、(4)第13号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例および(5)第14号議案、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例を、一括して議題に供します。

これらの議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より、一括してご説明願います。

○加島人権啓発課長

それでは、お手元の資料をご覧ください。

第13号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例および第14号議案、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例、こちらの2議案につきまして、私のほうから一括してご説明させていただきます。

説明の便宜上、まず第14号議案について、ご説明申し上げます。

1の(1)です。社会的背景と条例の必要性というところです。2段落目にまとめておりますので、2段落目をご覧ください。ジェンダー・ギャップ指数の後退や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、こちらの成立、施行などの社会的背景を踏まえ、区ではジェンダー平等と性の多様性の尊重の視点に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念等を定めた条例を制定して、今後の取組の指針とし、すべての人が性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わらず、誰もが自分らしく生きられる、「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会」の実現を目指してまいります。

(2)制定内容、本条例に定める内容の概要です。①区が目指す姿「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会」についてですが、すべての人が性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわ

れることなく、自らの意思によって、社会のあらゆる分野に平等に参画できる社会、その個性と能力とを十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会、多様な個人として尊重される社会、差別や暴力を受けることのない社会としています。

②の基本理念、第3条についてですが、全部で9つございます。1つ目が、性別等に起因する差別、配偶者暴力等ハラスメントなどの人権侵害の根絶。2つ目が、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行等にとらわれることなく、多様な生き方の選択ができること。3つ目が、性別等に関わりなく、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会を確保されること。

恐れ入ります。次のページをおめくりください。裏面でございます。基本理念の4つ目、生活と仕事、学び、地域活動の調和につきましては、こちらはワーク・ライフ・バランスの推進でございます。5つ目、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重。

6つ目は、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える教育。7つ目は女性のエンパワーメントとして、女性が尊厳と誇りを持って、自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できることと書いております。

女性のエンパワーメントですが、こちらは区条例の特徴であり、23区で基本理念に盛り込んだのは初となります。こちらは冒頭で申し上げたように、ジェンダー・ギャップ指数の後退などの社会的背景を踏まえたものでございます。

8つ目が、性的指向やジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難の解消。最後に9つ目が国際社会・国内での取組に対する理解・推進です。

③区・区民等・教育関係者・事業者等の責務について。こちらにつきましては、区は、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための施策を、総合的かつ計画的に推進し、それを進めるに当たって、区民等・教育関係者・事業者等と協力して取り組むことなどを規定しております。

④の推進体制につきましては、第10条推進計画の策定について。こちらは、男女共同参画のための品川区行動計画、現行計画がございますが、こちらを改訂し、推進計画として、条例を進めるためのアクションプランとして位置づけたい考えでございます。

第12条の推進会議の設置につきましては、こちらは附属機関として、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議」を設置したいと考えております。後ほど第13号議案のほうで、ご説明申し上げます。

第13条の拠点の整備につきましては、条例の推進拠点として、品川区男女共同参画センターを、品川区ジェンダー平等推進センターに名称変更いたしまして、拠点としての位置づけを明確にしております。

第14条、それから第15条の苦情・相談の申出・対応につきましては、区民等から苦情・相談等の申出を受けまして、その内容に応じて、有識者等に意見聴取を行い、適切に行う体制を整備してまいります。

恐れ入ります。2枚目の表面をご覧ください。⑤の施行日です。こちらの条例全体は令和6年4月1日の施行。ただし、一部規定につきましては、令和6年7月1日の施行となります。

⑥付則による条例の一部改正ですが、品川区立総合区民会館条例の一部改正を行いまして、こちらは現「男女共同参画センター」の名称を変更いたします。それから2つ目、品川区組織条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、現「総務部」、4月1日改め区長室の分掌事務につきましては、男女共同参画からジェンダー平等の推進に関するものに改めるものでございます。

(3) 条例等に関する周知・啓発ですが、本条例の制定に伴い、区ホームページや広報紙、講演会、講座の実施等の機会を通じて、区民等への周知・啓発を図ってまいります。なお、周知・啓発につきましては、条文に関するQ&Aの作成を行い、本条例の趣旨が区民等に的確に伝わるよう努めてまいります。

また、令和6年4月1日より、「人権啓発課」から「人権・ジェンダー平等推進課」に課名を変更いたしますので、条例と併せて区民等への周知を図ってまいります。

最後に2番、第13号議案についてですが、こちらは第14号議案の、先ほど申しあげました第12条の規定に基づき設置する「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議」の委員の報酬日額を定めるほか、組織改正に伴う規定の整備を行うものです。推進会議の報酬日額は下記のとおりです。

また、以下資料として、新旧対照表をおつけしております。

私からの説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

本会議の一般質問でも質疑があり、答弁を聞いておりましたけれども、ジェンダー平等社会の実現へ、性の多様性を尊重し合う社会の実現へ、この条例が力を発揮することを期待したいと思います。

条例の内容について、1点質問といたしますか、区の思いも聞きたいなと思って質問いたしますけれども、第3条基本理念の(6)の教育の分野であります。「学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること」と規定がありますけれども、この基本理念に教育を踏まえた理由について、具体的に学校教育、社会教育その他の教育の場と具体的に明記した理由について、私もとても大事な規定だと思っておりますので、そこを伺いたいと思います。

併せて、メディア・リテラシーの育成についても規定がありますけれども、そう規定した理由や、この条例をつくるに当たって、策定委員会も含めて長い議論がありましたので、議論の様子も紹介していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○加島人権啓発課長

基本理念の(6)について、2点ご質問いただきました。

まず、教育を入れた理由ですけれども、こちらにつきましては、区民等に啓発等を行っていきましても、未来の社会を支えていく子どもの意識に働きかけなければ、私たちが目指す社会は持続していきません。そのような思いから、基本理念の(6)を入れ込んでおります。

このうち、中で入れておりますメディア・リテラシーの育成についてですけれども、こちらは検討委員会のほうでは、主にSNS上で起きている人権侵害を想定して入れたものです。(1)の人権侵害の根絶という基本理念ともリンクしてくるのですが、今現在、インターネット上での誹謗中傷ですとか、差別書き込みによって命を落とされるような痛ましい事件もございました。そういったことが、この品川区で起こらないように、そういった思いも込めて、メディア・リテラシーの育成というのも入れさせていただいたところです。

○中塚委員

私は、学校教育と、そして併せて社会教育やその他の教育の場に、しっかり言及していることはとて

も大事だと思います。男らしさ女らしさの決めつけや同性愛やトランスジェンダー、性に関わる様々な認識が深まっていく小学校、中学校ないし高校と、学校生活の中で、しっかり位置づけていくことは大切だと思います。

そして現に様々な誤解や偏見が渦巻いている社会の中で、社会教育やその他教育の場に言及していくことは、改めて重要だと思います。

性的マイノリティー当事者の話を伺うと、私が共通しているなと思うことの1つが、学校でちゃんと教えてさえくれば、このような苦しい思いをすることはなかったと。死にたくなるような思いをすることはなかったという話をよく伺います。

性的指向や性自認について、同性愛やトランスジェンダーの当事者は何十年も苦しめられているわけで、きっかけが先生の発言や態度。笑うような態度で傷ついたという方もよく伺うのです。そういうときにこの基本理念の実現は大事だと思いますけれども、教育委員会とどのように連携して、基本理念を実現していくのか。少し今後の展開も伺いたいと思います。

もう1点、社会教育やその他の教育についてですけれども、例えばですが、既に多くの企業でファミリーシップも含めたパートナーシップ制度を導入して、例えば同性同士の結婚についても、子どもについても、結婚休暇や忌引休暇についても、異性同士の婚姻と同様の対応をしている企業も多く生まれております。

中小企業ではまだまだという実態もあります。様々大手企業で進んだ取組も参考にしながら、また、パートナーシップ制度の企業の取組は、私は企業価値も高めていくと思いますし、グローバルスタンダードにもなっているかと思うのですけれども、こうした連携というのですか。知っている企業がこういう取組をしているのだと知ると、若い人たちもなるほどと理解が深まることにもつながっていきますので、そうした取組はいかがかなと思うのですけれども、質問いたします。

○加島人権啓発課長

まず、学校との連携というところですが、当初予算の内容に入ってしまうのですが、条例の周知経費として、大人用・子ども用のリーフレットの経費を要求しているところです。子ども用の内容につきましては、現在教育総合支援センターの指導主事にご協力いただきまして、調整をしております。そういったものが完成いたしましたら、学校現場の協力を得て、ぜひ使っていただきたいと考えているところでございます。

あと、ファミリーシップ制度を含むパートナーシップ制度の区独自制度の創設という趣旨で。

○中塚委員

企業の取組を紹介したらどうかと。

○加島人権啓発課長

失礼いたしました。企業の取組というところですが、こちらの条例の中に事業者の責務ということについても規定が入っておりますので、こちらで持っている既存のパンフレット、それから新しく取り組むリーフレット等を通じて、関連の説明、官公庁連絡会やCSR推進協議会等に出席して説明させていただくとか、あと、憲法週間講演会や人権週間講演会は、事業者にも声をかけておりますので、そういった様々な機会を捉えて、周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

○中塚委員

ぜひ様々な機会を捉えて、理解を広げる取組を具体化していただきたいと思います。

そういう質疑をした理由にもなるのですが、最近の傾向を見ますと、総務委員会ではパブリックコメ

ントの報告や資料も見させていただきましたが、とりわけトランスジェンダーへのバッシングがとても強く、これを乗り越えるための取組は急務だと思います。

具体的に、最近では杉並区内におきまして、選挙公報にトランスジェンダー女性を差別するイラストを掲載したとして、区民3人が東京法務局に人権侵犯被害申告書を、東京弁護士会に人権救済申告書を提出したことは新聞でも、テレビでも私は見ましたけれども、大きく報道されました。申告書などでは、杉並区の性の多様性条例施行により、男性が女湯に入ることができるなどと主張し、選挙公報に「俺も女だと言い張れば女湯に入れるね」と書いた男性のイラストを掲載し、トランスジェンダー当事者を侮辱差別し、人権を侵害したと訴えています。

今こうした誤解や偏見が広がっているだけに、メディア・リテラシーの取組も先ほど紹介がありましたけれども、トランスジェンダーへのバッシングを乗り越えるための学校教育や社会教育、メディア・リテラシーにどう取り組んでいくのか、改めて伺いたいと思います。

○加島人権啓発課長

まず、先ほど申し上げたメディア・リテラシーですとか、トランスジェンダーへのバッシングに対する対策ということですが、まず教育の現場につきましては、既に今でも発達の状況に応じて、市民課の中で人権教育が行われております。その中で性の多様性について、自分と異なるからといって除外したりはしないよう教育としては行われているというふうに聞いております。

あと、この条例に関して、1つどうしても申し上げておきたいのは、この条例というのは、いわゆる理念条例ですので、一人一人の行動を制限したり、または特定の方に何か新しい権利というのを与えたりするような性質のものではございません。性別により区分された施設における従来の取扱いを変える旨の規定はございません。

そういった中で、メディア・リテラシーというところにつきましては、今、人権啓発課のほうでインターネット上の人権侵害等、数年前に講演会、それから懸垂幕等で周知を行っているところですが、リーフレットを作る過程の中において、子どもたちに分かりやすく伝えていくために、どのような表現をするのがいいかというのは、教育部門のほうと丁寧に協議して、いいものをつくってまいりたいというふうに思っております。

○中塚委員

トランスジェンダーバッシングについて、質問いたしましたけれども、トランスジェンダー当事者は、トイレや更衣室、浴室、浴場など、明確に男女が分かれた施設を使う際は、自分がそこにおいて違和感がないかを誰よりも気を使っています。トランス女性のふりをして、性犯罪目的で女子トイレに入る人がいるとの意見もSNSなどでよく伺いますが、それは犯罪を犯すその人が悪いのであって、属性を丸ごと排除することは問題だと思います。

お風呂やトイレのこうした意見は、当事者を深く傷つけ、事実にも反します。トランスジェンダーなどの属性で排除したり、犯罪を起こす集団のように扱ったり、ばかにしたり笑ったりすることは、この条例の理念に反することだと私は思いますが、最後にいかがでしょうか。

○加島人権啓発課長

性的指向ですとか、ジェンダーアイデンティティ、それから性別につきましても、こちらというのは尊重されるべきだというふうにこの条例にも、理念にもあるとお考えしております。ただ、今現状の社会におきましては、委員からもございましたが、厚生労働省の通知等で、公衆浴場につきましては、身体的特徴に基づく男女の取扱いということが定められております。

どちらか一方というふうに我慢を押しつけていく社会というのは持続可能なものではないというふうに考えておりますので、区といたしましては、この条例をきっかけに、どのような社会が誰にとっても生きやすい社会なのか、過ごしやすい社会なのかということを考えていく、議論を醸成していく場のきっかけになればいいと考えております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

ありがとうございます。まず、これまでもこの条例の前のパブリックコメントも含めて、各種ご報告いただいている、改めて、今回は主に人権啓発課でございますけれども、大変なご努力をされたというか、いろいろなご意見がいろいろなところから出ている中で、条例という形でまとめられたことに、敬意を表させていただきます。

その上で、パブリックコメントを私も拝見していて、なかなかこの問題というのは、理解の程度と申し上げていいのか分かりませんが、理解の程度というものに物すごくグラデーションがあるというふうに思います。

私も個人的には、表現の自由という問題に興味を持っている人間でもありますので、いろいろなところで、漫画とかでもそうですけれども、ジェンダーに限らず暴力的な表現はよくないみたいな感じで、萎縮効果を生み出さないようにというようなことをいろいろなところで申し上げていて、このジェンダーとの関係でも、自治体の中には望ましい表現ということでガイドラインをつくるようなところがあって、そういうものが結局萎縮効果を生み出すのではないかというふうな懸念を持っていて、そうした中で、私と考え方が近い方たちからのパブリックコメントに対して、しっかりとそういうふうな萎縮効果を生み出す漫画とかアニメとかを、創作物を規定する趣旨ではないと明記していただいたのはとてもありがたいと思います。

こういったことを踏まえると、こうした条例ができることに加えて、それをどのように区民の方たちに理解していただくかというのが大事なのだと思います。先ほどのトイレとかの意見とかも、差別是正の観点からはこれが正しいのだというものが仮にあったとしても、それが区民の納得までできていない、理解までできていないというところでそれが進んでいくと、今度は逆に、昔逆コースという言葉もありましたけれども、今度は物すごく強い反発に広がっていくということもあるのだと思います。

そのように考えると、周知のところがとても大切だと思っております、いろいろなところをとらまえて、周知していただくというようなことは、そのとおりだと思うのですが、これは多分、こうした問題というのは、興味がある人は、例えば講演会があったら参加してますます理解が深まる。だけれども、そうではない方たちは、なかなか存在自体知らない。

例えば、このジェンダーという言葉自体、ご存じない方もまだまだいらっしゃるということですので、そういうときに、ジェンダーに特化した説明の機会というのを設けると、恐らくそこには日常生活の中で興味がない方たちというのは、参加しに来ないというようなことになると思いますので、具体的に、例えば、本件はかなり区長が力を入れていらっしゃる施策だとも思いますので、区長記者会見などは条例の説明のためにある場ではないと思うのですが、そういったほかの何かをするタイミングに併せて説明していただく。区長という影響力のある立場の人から説明していただく。そういう機会を増やしていただくのが、1つ大事ではないかと思いますが、質疑といえますか、要望なのですが、ご見解を伺えればと思います。

○加島人権啓発課長

ただいま委員からございました、周知・啓発をどのように図っていくかというのは、本当に難しい課題だというふうに思っております。ジェンダー平等ですとか、性の多様性に特化した講座というのを、今年度行ってきたのですけれども、特化してしまうと集まらないのです。なので、今年の人権週間講演会から映画の上映というものを復活しましたけれども、そういったものと併せて興味を持って、場に足を運んでもらうようなそういった仕組みですとか、あと、昨年4月に区内の橋梁をレインボーカラーにライトアップして見てもらうという取組も行ったところです。

興味がなかった方でも、そういったライトアップを見ることによって、これはどういう意味があるのだろう。ホームページでもいいです。電話をかけてきてもらうでも、新聞を見るでも何でもいいです。興味を持ったときに、何だろうといったときにアクセスできるような仕掛けというものを、今後増やしていかなければいけないというふうに思っております。

○松本委員

ありがとうございます。こういったところをやっていただきたいなと思います。一方で、気をつけなれないといけないといいますか。逆に反発が強まるみたいところで、今のお話を聞いていて、1個事例があったのは、港区がたしか男女共同の何かのときに、女性の団体に区役所内にブースか何かを作っていたみたいなのがあったのですけれども、そこに男性を否定するというか、男性は要らないみたいな感じのことが書かれてしまって、それが逆に今度は反発を広げるみたいなのもあったように聞いておりますので、やり方は本当に、私が言うまでもないと思いますが、気をつけていただきながら、ぜひとも推進していただきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例、私は賛成します。ただ、前もお話ししたと思いますが、私は時間をかけて、ゆっくり進んでいただきたいと思います。焦るのではなく、少しずつ皆さんに理解してもらうように。まだまだ私たちの周りでも、そういう議論さえしていない方もたくさんいらっしゃいます。どうぞそこら辺を考えながら進めていただきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第13号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第13号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第14号議案、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

女性と男性の活躍には、まだ乖離があるため、女性活躍を応援しておりますので賛成です。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成しますけれども、本当に大変なご苦勞をされて、これまでご努力されてきたのかなと思っておりまして、感謝をしておりますが、基本的には、私はここで法律もそうですが、条例もそうですが、ここまですることなく、これまでの議論でそれなりに私はできていたと思います。私もそれはできていたと思うし、いろいろな世界でも、そういう人を私はたくさん知っているけれども、普通にやってきたのだろうと思っているので、あえてこういうふうにすることが本当に皆さんにとってよく理解していただく、これからは勝負かなと思うので、ぜひまたよろしくお願いします。

○中塚委員

この条例は、ここからがスタートだと、改めて私も今日の議論を聞いて思いました。あらゆる差別をなくして、誰もが自分らしく過ごせる社会に向けて、力を尽くしていただきたいと期待しまして、賛成

したいと思います。

○せりざわ委員長

それでは、これより第14号議案、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(6) 第15号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

○せりざわ委員長

次に、(6)第15号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○崎村人事課長

それでは、第15号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

職員定数につきましては、業務遂行に必要な人員について毎年度見直しを行っているところでございます。

お手元の資料、まず1枚目、新旧対照表をご覧ください。

第2条、令和6年度における職員の定数につきまして、今年度より73人プラスし、2,666人とするものでございます。

付則は、施行日については令和6年4月1日とし、また、定数を超える員数については、100人を限度として、令和7年3月31日までは、定数外とさせていただきたいと考えてございます。

資料をおめくりいただきまして、2枚目の表裏については、所属別の定数の増減を、さらにおめくりいただきまして、3枚目の表面が職種別の定数の増減をそれぞれお示ししてございます。

3枚目の職種別の増減の内訳をご覧くださいながら、この後説明させていただきますので、3枚目の表面の資料をご覧くださいと存じます。

まず、一般事務については、合わせて44人の増でございます。企画課は、SDGs施策等の推進に係る体制強化のため、1人の増。広報広聴課は、戦略的広報、都市ブランディングの推進に係る執行体制を強化するため、1人の増でございます。総務課は、区長部局におけるいじめ相談対応や公民連携、組織横断的課題等への対応に向けて執行体制を強化するため、4人の増。人権啓発課は、ジェンダー平等推進に係る体制強化のため、1人の増でございます。

人事課はハラスメント対応等、コンプライアンスの推進に係る体制強化のため、1人の増。新庁舎整備課は、来年度に予定しております実施設計など、新庁舎に向けてさらなる業務増への対応のため、1人の増となっております。地域活動課は、荏原第一地域センターにおける日曜開庁等による業務増への対応のため、2人の増。戸籍住民課は、マイナンバー関連事業に係る執行体制強化のため、1人

の増。商業・ものづくり課については、中小企業における人材の確保・育成や商店街支援の推進に係る体制強化のため、2人の増としております。

スポーツ推進課については、来年3月にシティマラソンが開催されますが、それに向けた業務増への対応のため、1人の増としております。

子ども育成課は、本年10月の児童相談所開設に向けて、バックアップ組織を新設するなど、業務増への対応のため、9人の増。子ども家庭支援センターは、ヤングケアラー支援に関わるさらなる体制強化のため、1人の増。児童相談所開設準備課については、子ども育成課に新たに設置されるバックアップ組織への配分替えに伴い、1人を減としております。保育課、保育支援課については、児童相談所の開設により、認可外施設等への指導検査や、保育園認可、児童福祉事業の指導監督等の業務が増加するため、それぞれ保育課については3人、保育支援課については、2人の増としております。

福祉計画課は、医療連携および重層的支援体制整備事業のさらなる促進を図るため、1人の増。障害者施策推進課は、障害サービス事業者への指導検査体制の強化や、障害者施設整備のさらなる促進に向けて、執行体制を強化するため、2人の増としております。高齢者福祉課は、指定管理施設の指定更新、運営指導等の業務増への対応のため、2人の増。高齢者地域支援課は、認知症関連施策のさらなる推進に向けて執行体制を強化するため、1人の増としております。

次いで健康課については、地域医療連携、災害医療の推進を図ることを目的として、組織改正により、地域医療連携課を新設することから、執行体制の強化を図るため、4人の増。保健予防課は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行となりまして、感染症対応およびワクチン接種業務が縮小する一方、児童相談所の開設により、小児慢性疾患医療費助成に係る業務が増加することから、差引きで3人の減としております。

住宅課については、居住支援入居促進事業に係る業務増に伴い、執行体制を強化するため、1人の増。品川区清掃事務所は、組織改正により資源循環推進に係る体制を強化するため、1人の増。土木管理課については、地域交通政策のさらなる強化を図ることを目的として、組織改正により、地域交通政策課を新設することから、執行体制の強化を図るため、1人の増としております。

学務課については、学校ICT化の推進に係る体制強化のために1人の増。教育総合支援センターは、いじめ対策、不登校教育相談体制の拡充へ向けて、執行体制の強化を図るため、3人の増。選挙管理委員会は、組織改正による執行体制強化のため、1人の増としております。

続いて福祉職につきましては、児童相談所開設に向けた体制構築のため、子ども育成課に2人、子ども家庭支援センターからの配分替えを含めて、児童相談所開設準備課に11人、それぞれ増員しております。

また、そのほか、1人親支援事業に係る体制強化のため、子育て応援課に1人。認可外施設への指導検査や、医療的ケア児受入拡充に伴う業務増への対応のため、保育課に3人。また、孤独孤立対策推進事業に係る体制強化のため、福祉計画課に1人。相談支援ケースワーク業務に係る体制強化のため、障害者支援課に2人、生活福祉課に3人。いじめ対策、不登校、教育相談体制の拡充に向けた執行体制強化のため、教育総合支援センターに1人をそれぞれ増員しております。

保育士につきましては、保育園1園の民間委託化に伴い、12人の減としております。

心理職につきましても、児童相談所開設に向けた体制構築のために、児童相談所開設準備課に4人増員するほか、教育総合支援センターには、先ほどのいじめ対策、不登校教育相談体制の拡充に伴い、1人を増員としております。

土木職につきましては、新庁舎整備に係る庁舎跡地等の活用検討をさらに進めるため、新庁舎整備課に2人。地域交通政策のさらなる強化を図るため、土木管理課に3人。水辺利活用推進事業の推進に係る体制強化のため、河川下水道課に1人、それぞれ増員しております。

建築職につきましては、区有施設および学校施設の老朽化に伴う大規模改修や機能更新に係る執行体制を強化するために、施設整備課に2人、庶務課に1人、それぞれ増員しております。そのほか、来年度実施設計に着手するなど、新庁舎整備に向けた業務増への対応のため新庁舎整備課に3人増員しております。

機械職につきましても、新庁舎整備に向けた業務増への対応のため、新庁舎整備課に1人増員しております。

保健師につきましては、児童相談所開設に向けた体制構築のために、児童相談所開設準備課に1人、地域医療連携、災害医療連携、災害医療の推進を図るため健康課に1人、母子保健および精神保健に関わる業務増への対応のため、各保健センターにそれぞれ1人増員するほか、保健予防課につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染症業務が縮小する一方で、自殺対策の強化を図るため、差引き3人の減としております。

看護師につきましても、児童相談所開設に伴い、体制強化として児童相談所開設準備課に1人。医療的ケア児受入れ拡充に伴う業務増への対応のため、保育課に1人を増員しております。

用務職については、退職補充として、業務の委託化にて対応してありまして、保育園、学校それぞれ実数に応じて減員としております。

以上、合計で99人の増、26人の減として、差引き73人の増でございます。

3枚目の資料の裏面につきましては、参考として、昭和58年度以降からの定数条例における職員数を掲載しております。

雑駁ですが、私からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

それぞれご説明ありがとうございます。

冒頭の説明と重なる部分があるかと思いますが、保育園が増減で言うとマイナス14。保健予防課が、2プラスで減が8ということですから、子育て支援はますます大切になってきますし、子どもの虐待も含めて、保育園の14減というのはなぜか改めて伺いたいのと、保健所についても、コロナの対策が5類になったというお話がありましたが、コロナの事態を経験して、保健所の役割や日常的な体制の脆弱さが浮き彫りになったという議論がある中、ここで下げるとするのは、後退していたところに元に戻るのではないかと思うのですが、それについても一言伺いたいと思います。

○崎村人事課長

保育園につきましては14の内訳としては、保育士が12人、用務職が2人ということで、保育士については、この令和3年度から5か年かけて、毎年1園ずつ民間委託化を図っているところで、来年度については、一本橋保育園が民間委託化される予定でございます。その一本橋保育園の定数12名分を減としているところでございます。

同じく、用務職についても、技能労務系の職について、民間委託化を図っているところで、退職含め

て、実数に応じてこの間もずっと減員としているところでございます。

保健予防課については、今委員からお話がありましたけれども、感染症の対応として、今保健師の定数が、保健予防課の中で8名いる中で、それを4名減らすといったところでございます。先ほどお話しいたしましたけれども、感染症が5類に移行となって以降、感染症対応の業務というのはかなり縮小してきている中で、その分をそのまま保健予防課に置いておくのが適切なのかというのはまた別の問題なのかというふうに考えております。

今回、保健師の定数でいきますと、差引きで2人増となっておりますので、例えばそういった感染症、コロナに類するような感染症が発生した場合でも、保健センター、またそれ以外の保健師が配置されている職場からの応援というのは、コロナ禍前に比べてもしっかり組めるのではないかとというふうに考えているところです。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

では、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

職員の方を増員したりすることで、職員の皆さんがより力を発揮していただけることを期待しております。賛成です。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成ですが、その前に少し意見だけ申し上げさせていただければと思います。

行政需要が増えているというのは、これは事実だと思いますので、人員を増やしていくのは、それは理解いたします。ただ一方で、今回はここ10年といいますか、平成12年以来のかなり大幅な増ということでございますので、これまで減らしていたということの結果もあるとは思っています。

ただ、増やしていいのだというようなマインドになっていくと、本当に必要なのかというようなところまで増えてしまう可能性があるということが、今回、必ずしもこれが不要とまでは断言できませんけれども、先ほど、選挙管理委員会事務局というのは、体制強化だから1人増やすというようなお話がありましたけれども、ただ、ではこの間何か変化があったかということ、別にない中で1名増えているというところもあるのではないかなというところを、今伺っていて思うところはありました。

そうした観点からは、ぜひとも今後、例えば、隣の大田区は、今回のこの改正条例とかを見ていると、一部減らして一部増やして、最終的には増減ゼロですといったような工夫もされているというふうに聞いております。この辺り、ぜひとも行政需要に応えながらというのは難しいとは思いますが、ご

配慮いただきたいなと思います。

あと1点、これはもう完全な要望でございますけれども、先ほど口頭では各職種の増員の理由というのをおっしゃっていただいたのですが、できれば事前に我々もその部分が、各課の増員の理由というのが分かっていると、より議論が充実するのかなというふうに思っておりますので、こちらは要望させていただいて、結論としては、賛成というふうに意見を申し上げます。

○石田（秀）委員

賛成します。

○中塚委員

区立認可保育園の民営化は、進めるべきではないと思います。

また、保健所は、機能の強化こそ必要だと思いますので、反対です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第15号議案品川区職員定数条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時9分休憩

○午後1時10分再開

○せりざわ委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に追加で録音の申請がありましたので、これを許可させていただきました。

また、写真撮影も、遅参された方がいらっしゃって、改めて行いたいということです。

今朝、諮らせていただきましたので、冒頭のみ写真撮影させていただければと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

では、撮影をお願いします。

[写真撮影]

○せりざわ委員長

では、議事を進めさせていただきます。

(7) 第16号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○せりざわ委員長

次に、(7)第16号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。
それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○崎村人事課長

それでは、第16号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

まず、1の概要でございます。本年10月に区の児童相談所開設を予定しておりますが、開設に先立ちまして、この4月から一時保護所職員の人材育成を図り、また開設当初から安定的な運営を行う観点から、東京都が一時保護した子どもを区で受託することとなりました。そのため、児童の一時保護の業務に従事した際に支給する一時保護業務手当の支給対象を、拡大するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。裏面の新旧対照表等も併せてご覧いただければと思います。現在、一時保護業務手当の支給対象につきましては、条例の第8条で児童相談所に勤務する職員と定められておりますが、この4月1日から9月30日までの間、区の児童相談所が開設されるまでの間、先ほどご説明いたしました都からの受託により一時保護業務を行った場合には、児童相談課に勤務する職員に対しても当該手当が支給できるように、条例の規則において規定整備を行うものでございます。

3の施行日でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（秀）委員

1点だけ確認させてください。裏面の参考のところ、第8条の2項で、「1,470円を超えない」と書いてあるのですが、これは、例えば職能給とかいろいろあるではないですか。どういう人が携わろうと1,470円を超えないと、決まりがそうなっているということで理解すればいいですか。あまりに、特にこれは1日だから、やけに手当が安いなと思っているのだけれども。

○崎村人事課長

条例上では1日につき1,470円を超えない範囲となっております。条例の施行規則で、1日当たり1,470円を支給するというように定まっております。今、委員からお話がありましたように、特に職種によって額が変わるということではなく、基本的には保育士ですとか児童指導の職、また看護師ですとか心理職についても、一時保護業務に携わる予定の職種としてはあるのですけれども、特に職種として額に変更等はないものでございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成します。

○中塚委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第16号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(8) 第31号議案 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○せりざわ委員長

次に、(8)第31号議案、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

それでは、第31号議案、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

項番1、改正理由でございますが、選挙の実情に鑑み必要な規定を設けるほか、近年の物価の変動や社会状況を踏まえまして、投票管理者および投票立会人の報酬額の見直しをする必要があるということで、改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、今回、3項目、改正案を出ささせていただいております。

まず、(1)選挙の更正決定または繰上補充に係る選挙会、これを更正決定等選挙会といいますが、これを開く場合につきましての、選挙長および選挙立会人の報酬額を新設するものでございます。これは、現在の規定の中では、選挙長の報酬については、通常の開票事務に続く選挙会までの一連の業務についてしか報酬額の設定がございませんが、昨年度もあったのですが、繰上補充、それから異議申立て等によりまして、選挙結果が変わる場合がございます。この場合の選挙会は開票事務がなく、更正の決定だけの選挙会になりますので、職務が少なく、また時間も短いという現状があります。それに合わせた選

挙長の報酬額を新たに定めるものでございます。

選挙長につきましては①にありますように6,000円、それから、選挙立会人に関しては5,000円という額で設定いたします。この考え方でございますが、先ほど申し上げましたように、更正の選挙会につきましては開票事務がありません。また、投票の効力判定もございません。更正結果に基づいた、改めた選挙の決定という行為だけになりますので、時間も短いことから、通常の金額の3分の1というところを目安に設定いたします。この3分の1という額でございますが、選挙長は現在、正規の選挙長の職務をしていただいたときは1万8,000円でございます。それから、選挙立会人のほうは1万4,000円という形でございます。それをおおむね3分の1ということで、選挙長6,000円、選挙立会人5,000円とするものでございます。

なお、この更正決定等選挙会の報酬額でございますが、23区のうち15区で定めが既にあります。品川区はまだ定めがありませんでしたので、また、近年、異議申立て等についての件数が増えてきていることもありまして、今回整備をしたいということでございます。

次に、(2)投票管理者および投票立会人の報酬額の改定でございます。これにつきましては、投票管理者、投票立会人、期日前投票の管理者、立会人それぞれにつきまして、実は品川区では平成10年度以降、変更、値上げをしていないという状況があります。そちらの資料の表にございますように、どの報償費も、現在23区の平均を下回る状況でございます。これと併せまして、明るい選挙推進協議会委員に管理者、立会人を主をお願いしているのですが、皆さん、しっかりとやっていただいておりますが、会長のほうからも、これだけみんなしっかりしていて、職務もだんだん重くなってきている中で、少し改定をしていただけないかということがありました。

また、各投票所に1人、新成人もしくは若年層の立会人の方をお願いしているのですが、近年の若い方は、この報酬額だといわゆるアルバイトの時給より安いというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますので、今回、各額について2,000円増額させていただきます。そうすることで、23区の平均も上回るという形で案を考えてございます。

次に、裏面をご覧ください。(3)投票管理者および投票立会人の職務時間が投票時間に満たない場合における報酬額の改定でございます。現在、規定では、投票時間の全ての時間を従事できない場合、2分の1の額の規定はございます。ただ、これは立会人を、体調や、それから家庭の事情などで午前、午後で交代するケースは当初から想定していたために、2分の1という額が想定してあったのですが、最近で何件かですが、体調不良で急に退席をされたりというケースがあります。その場合、2分の1の規定しかございませんので、例としまして、13時間の投票時間のうち、午前中の方が3時間の時点で体調を崩してお帰りになった場合、残りの方が10時間をやるのですが、2分の1の規定しかない現状では、お二人に2分の1ずつではなく、3時間の方には2分の1、後半、2分の1を超える方には1日分ということで、報償費をダブって支給する形になるということがございます。

そのようなことを適正な支給に合わせるということで、今回の改正では、実際に従事した投票時間に応じて、例えば3時間であれば13分の3、10時間であれば13分の10という形で支給するための規定を新設するものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日といたします。

4の新旧対照表については、次ページ以降おつけしておりますので、確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

ご説明ありがとうございました。改正内容の説明で(1)と(3)ですが、それぞれの実態に応じて変更するというので、よいと思っております。

(2)についてですけれども、投票立会人ということで、先ほど、平成10年度以降改定されていないという状況があったり、もう少し上げてくれないかとの声があったり、最近では投票率アップも踏まえて若い人にやってもらうにも、率直な声としてアルバイトより安いという声が紹介されておりましたけれども、多くの方に投票立会人に従事していただいて大変感謝をしているわけですが、もう少し当事者の状況であったり実態であったり、その辺をご説明いただけたらと思います。私は、これは正当な民主主義のコストだと思いますので、こういうのは堂々と主張すべきだと思っておりますが、ぜひ現場の声とか実態とか、もう少しご説明いただけたらと思います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

投票管理者、立会人の皆さんの現場での現状ということでございますが、現在、投票時間は13時間ございます。朝7時から夜8時まで13時間拘束されて、トイレやお昼の休憩以外は、基本的にはそれぞれ管理者の席、立会人の席で、投票行動が適正に行われるかを監視していただくということがございます。また、近年、障害のある方への対応や、去年あたりからですが、投票所内における撮影など、いろいろな新しい課題とかが発生するたびに、基本的には管理者の方の判断を仰いで対応したり、また立会人の方にも、そういうルールに違反するような行動がないかというところを見ていただくなど、大分職務も複雑化してきております。

委員からもご指摘があったように、長年増額もしていないということがありますので、これは正式に、選挙管理委員会の定例委員会にもかけまして、そういう声もあるけれどもいかがいたしましょうかということで、選挙管理委員会として正式に値上げを決めていただき、今回、条例案を提出するものでございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

この選挙長等の報酬および費用弁償に対しては、私も賛成いたします。投票管理者および投票立会人報酬が日額として、1日13時間拘束されて選挙のお手伝いをしているわけで、その分、応分に働いた、職務時間が長くなったら、やはりそれなりに対応していくということは、私は賛成です。

片や同じ選挙でも、品川区選挙管理委員会の委員は月額報酬で二十三、四万円取って、1か月、私の調べでは2時間か3時間しか働いていない。ならば、やはり相応の金額、報酬にするべきだと思うのですが、それについて選挙管理委員会はどのように思いますか。

片や、こっちはこういう金額できちんと働いた応分のものをもらっている。片や月額報酬。これはやはり何かアンバランスでおかしいと思うのですが、いかがですか。

○鈴木選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会委員の報酬についてのお尋ねでございますが、昨年度に議会でやはり同じような質問をいただいたときにもお答えしましたが、選挙管理委員会の委員会の時間は、ご指摘のとおり月2回の定例会で、1回当たり1時間から1時間半でございますので、時給という考え方で計算すればかなり高

額だというのは、ご指摘のとおりだと思います。

ただ、選挙管理委員会に去年の議会でのご質疑についてもきちんと報告をしまして、選挙管理委員会としては、給料の多寡、金額については、支給される側なのでコメントするところではないと。ただし、職務については、それぞれ委員会で参集する以外にも、いろいろ地域の方との対応とか、それから、選挙があればまた長時間の従事等があるので、委員の皆さんとしてはしっかりと職務を果たすという気持ちで行っているということは、委員会のほうで発言がありました。

○須貝委員

こういうふうに、片や一生懸命選挙を手伝ってくださる方もいるので、区民から理解されるようなやはり報酬等を、私は選挙管理委員会でも考えていただきたいと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第31号議案、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(10) 第35号議案 品川区役所の位置を定める条例

○せりざわ委員長

次に、(10)第35号議案、品川区役所の位置を定める条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山下新庁舎整備課長

それでは、第35号議案、品川区役所の位置を定める条例につきましてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

まず、1、理由でございます。昭和43年に建築された品川区本庁舎・議会棟・第三庁舎は、築56年を超え、建物本体や設備の老朽化が進んでおり、また、区を取り巻く環境の変化や多様化する行政への要望に対応する庁舎の機能が求められており、新庁舎の整備を進める必要がございます。このような中、新庁舎整備に際する都市計画手続きへの着手や建築設計の進捗に伴う住所の付定を踏まえまして、土地区画整理事業中である広町地区内の敷地へ移転する庁舎の建替えに伴い、区役所の位置を定める必要があることから、地方自治法の規定に基づきまして本条例をご提案するものでございます。

次に、2、内容につきまして、(1)位置を品川区広町二丁目2番5号と定めます。

また、(2)現行の品川区役所の位置変更に関する条例を廃止いたします。

3、施行期日ですが、規則で定める日から施行いたします。

その下に、参考として配置図をつけておりまして、新庁舎建設予定地と赤色でお示したところが、位置を定める箇所となります。位置を定めるに当たっての入り口は、右下の黒線が2本ある箇所となります。

その下、4、その他ですけれども、(1)新庁舎基本設計の中間報告といたしまして、基本設計の進捗に伴い、中間段階における建物計画等を取りまとめましたものを、別紙1として参考にお付けしております。別紙1をご覧くださいと思います。

新庁舎の基本設計中間報告でございます。

まず、1、計画概要といたしまして、敷地概要、建物概要などは記載のとおりでございます。右上のパスは新庁舎の暫定イメージで、今後、設計の進捗に応じて変更が生じてまいります。

下段に参りまして、2、新庁舎のコンセプト・設計方針でございます。新庁舎のコンセプトは、基本計画で定めた3つの基本理念と6つの基本方針を踏まえまして、「多様なにぎわいをつなぐ」、「誰もが快適で使いやすく、気軽に立ち寄れる」、「高い環境性能と防災性能」など、記載の3点といたしまして、このコンセプト実現に向けた設計方針としまして、窓口機能以下、各機能につきまして、記載のような方針で設計を進めているものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ、3、動線計画でございます。上段は、南面から見た広町地区全体外観イメージ、下段は、広町地区全体の歩行者ネットワークイメージでございます。

続きまして、3ページは、4、立面計画でして、現段階における東・西・南・北のそれぞれの方角からの立面図となります。

続きまして、4ページ、5、構造計画・防災計画でございますが、防災指令拠点として高い耐震安全性を設けてまいります。ライフラインのバックアップ性能や停電時の電源供給案につきましては、記載の想定で検討を進めてまいります。

続きまして、5ページ、6、フロア配置計画でございます。地下に駐車場、独立した動線・区画を確保できる1階に保健所・保健センター、低層部には区民利用の多い窓口の部署を配置し、区民の利便性を高めるとともに、区民交流スペースも主に低層部に設けてまいります。災害対策関連諸室と重要機械室は、災害対策要員が地上面に迅速に移動ができ、かつ浸水しない位置とし、中層部に執務スペース、最上階に議場・議会関連諸室を配置する計画でございます。

なお、国、都の機関は配置を調整中でございます。

続きまして、6ページから8ページ、こちらは7、平面計画としまして各階の平面図でございます。各階をお示ししておりますので、ご参照いただければと存じます。

進めていただきまして、9ページ、8、概算規模につきまして、現庁舎の規模、約4万6,000平方メートルから新庁舎の規模は約6万1,000平方メートルとなりまして、待合スペースや通路面積の確保、執務スペースの改善、保健所機能の強化、区民交流スペースの整備等々に対応してまいります。

左下、9、概算事業費につきましては、設計の進捗に伴い、図面に基づき積算したところ、建設資材の高騰、労務費の上昇の影響などにより、現時点で約560億円と見込んでおります。

続きまして、10、概算事業スケジュールにつきましては、従来方式による発注や、建設業界の働き方改革等々を考慮した工事期間の設定等により、基本構想・計画段階から9か月の延伸を見込みまして、新庁舎の供用開始を令和11年1月上旬頃と見込んでおります。

これら事業費および事業スケジュールにつきましては、今後、設計の中で、さらなる工夫により精査を図ってまいります。

資料A4のほうにお戻りいただきまして、4、その他の(2)都市計画に関する手続きにつきましては、新庁舎整備に伴い決定・変更する都市計画の素案として取りまとめた別紙2の内容について、近隣説明会を4月に実施した後、都市計画法に基づく手続きを進めていく予定としてございます。

別紙2、品川区新総合庁舎計画概要でございますが、都市計画素案の具体的な内容も併せてお示ししております。左上の黒四角、計画概要で、計画地であるB-1地区の容積率の最高限度や建築物の高さの最高限度、その右隣の黒四角、地区計画の区域・公共施設等整備図でお示しの赤枠で囲んだ計画地であるB-1地区内に係る広場3号や歩行者専用通路7号・8号の整備などを定める内容となっております。

その他の点も含めまして、私からの説明は以上でございます。ご審査、よろしくお願いいたします。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

ただいま、条例案に加えまして、新庁舎基本設計の中間報告等もご説明いただきました。新庁舎については、ご案内のとおり今期は行財政改革特別委員会にて、調査項目「新庁舎等に関すること」として取り上げて議論を行っておりますので、この総務委員会においてはあくまでも条例部分に関して議論をしていただくようお願いいたします。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

新庁舎建設を進める、具体化する条例だと思っております。

初めに、本会議での副区長の説明の中で、可決について、過半数ではなく3分の2の特別何とかと言っていたと思うのですけれども、私も経験がないので、その仕組みについて若干説明していただきたいと思っております。つまり出席議員の3分の2なのか、これは本会議だけではなくて委員会もそうなのか、

例えばこの総務委員会で可決するには何人の賛成が必要なのか、本会議では何人必要なのか、少し仕組みの説明をまずいただきたいと思うのが1つです。

それで、もう一つは、新庁舎について、一般質問でも様々議論がされておりましたが、その中で石田しんご議員の新庁舎についての質問で、黒田新庁舎整備担当部長からまちづくりの機運を受け更新したいと答弁がありました。正確にその場でメモをし切れているわけではないので、不正確なところは補足で説明していただきたいのですが、答弁で触れたことですけれども、恐らく広町開発および大井町開発に関わる答弁だったのかなと私は受け止めています。つまりこの答弁で言うまちづくりの機運とはどの地区のことなのか、更新とは何か、ご説明いただきたいと思います。

○山下新庁舎整備課長

まず、1点目にご質問いただきました特別多数議決というものの取扱いにつきましては、地方自治法第4条第3項におきまして、この位置に関する条例につきましては、制定または改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならないと、法律上規定されているものでございます。こちらにつきましてはの適用は、基本的に本会議での議決の際に適用になるものでございまして、当品川区議会におきましては、定数40という中では27名が議決に要する人数と確認しておりますが、委員会審査におきましては、通常、特別多数という判断はございませんで、いわゆる過半数での結論という形になるものでございます。

また、2点目にございました、本会議でご答弁差し上げたものにつきましては、大井町駅周辺地域まちづくり方針に基づくところのご説明を申し上げておまして、こちらは広町地区だけに関わるところではないご質問にもなっているところから、そういった方針に基づいたご答弁を差し上げたところでございます。

○中塚委員

初めの採決の条件についてはよく分かりました。ありがとうございます。

後半のまちづくりの機運、大井町駅周辺地域まちづくり方針についての答弁ということで、これを必要に応じて更新していきたいと、そういう趣旨だったと思います。いずれにしても新庁舎が位置するのは広町開発であります。これまでも意見を述べてきましたが、JR東日本の開発を進めるために、区民の財産である新庁舎の位置を変えて、現庁舎跡に開発利益を最優先する施設をつくったり開発計画に欠かせない拠点をつくるものだと、この計画全体に反対してきました。区民の財産である庁舎を開発利益優先に使うことは、間違っていると思います。

さらに、新庁舎を含む広町開発は、大井町駅周辺全体の起爆剤として位置づけられています。長年塩漬けされてきた大井町開発を、区民の財産である庁舎を利用して開発全体を動かすのは間違っていると思います。開発利益を最優先にする新庁舎建設、今回の条例改正はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○山下新庁舎整備課長

今回、設計の進捗に伴いまして、この位置を定める条例を上程することができました。この間、令和元年の行財政改革特別委員会以来だったかと思いますが、広町地区における新庁舎ということも視野に入れたご説明・ご報告というのは、適時適切に行ってきたかと考えてございます。

このたび基本構想、基本計画、そして、この基本設計を進捗していく中で、実施設計という次のフェーズに行くに当たりまして、やはり議会の皆様のご理解、ご納得をいただきながら進めてまいりたいと考えてございますので、何とぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○中塚委員

区民の財産を利用して開発利益を優先すると、これは地方自治体の行うことではないと思います。急激な物価高、20年、30年と続く非正規雇用の拡大、年金の引下げ、各社会保障の改悪、格差と貧困が広がる中、こうした新庁舎建設は中止して、区民の暮らしや福祉や中小企業の産業振興など、住民福祉の向上こそ第一に進めるべきだと私は思います。区政のゆがみの象徴が、私はこの新庁舎建設にあると指摘したいと思います。

もう1点だけ、建設費用について伺いますけれども、400億円が560億円に増えましたということですが、1ドルが150円になる中、輸入に頼る資機材が様々値上げをしていると。為替については見通しが難しいところはあるものの、やはりこういう円安状況が続いている中、少なくとも材料費が高騰している今、この新庁舎を造るのは中止するという判断はなかったのかということを質問したいと思います。現庁舎の耐久年度は、繰り返し指摘するとおり数十年あります。耐震化工事も数十億円かけて終わっています。今まさに材料が高いこの時期にお構いなしに進めていいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。つまり私はそもそも反対ですが、少なくとも……。

○せりざわ委員長

冒頭に申し上げましたが、行財政改革特別委員会でメインでしていますので、特段ないですね。ありますか。

〔「住所の話をしている」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

そう、住所の条例の話をしていきますので、賛成、反対とか、そういう話は今していませんので、よろしいですか。

ほかにご質問。

○須貝委員

今、中塚委員からありましたが、条件的には、この場所云々はいささか不満もありますが、私は、JR、民間と一体になって、一緒になって新庁舎建設が進められるということは、賛成です。将来の区民生活が、これによって豊かになるということを希望して止みません。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

この条例を出すタイミングですけれども、これはこのタイミングなのか、もう少し後なのか、あるいは早いのか、いろいろあると思うのですが、このタイミングで出された理由と、一般論で結構ですけれども、他の自治体でこういう同様の新庁舎建設をするときのタイミングについて、ご説明いただければと思います。

○山下新庁舎整備課長

位置を定める条例について提案するタイミングというところのご質問でございまして、今回、基本設計の進捗に伴いまして、ご説明申し上げました広町二丁目2番5号という住所の付定の手続きをなすことができました。この付定の手続きを経まして、条例の中でこの位置と明示的に告示することができますので、上程したタイミングとしては適切なものと、私どもとしては認識してございます。

また他方で、位置に関する条例を上程するタイミングというところですが、少し各自治体でまちまちのところがございますので、例えば基本設計に入る前に、設計を進めていくからということのご事

情の中でご提案されたところもありますけれども、いわゆる住所の何丁目何番何号というところの番号がつかまないので、私どもといたしましては、今回、号というところまで含めた提案ということで、お出しさせていただいたものでございます。

○松本委員

ありがとうございます。これはタイミングとしては、多分、議会で新庁舎について議決をするというのは、ほかになかなかタイミングとしてはないタイミングなので、そういう意味では、先ほど中塚委員からいろいろと新庁舎の賛成、反対の話がありましたが、事実上、多分ここが、区議会議員たちがこの新庁舎について賛否、議決という形で表明する最後のタイミングなのかなと思います。

その上で、ではどのタイミングかというのは、これは最後、意見ですけれども、ある意味今回は、建築費が高くなるということをご説明いただいた上で出しているから、そこは誠実な対応をしていただいたのかなとも思います。一方で、多分、今後もまだ上がりそうなこともあるので、では本当にこのタイミングなのか、もう少し後で、さらに上がったタイミングで出すのかというのは、いろいろご判断があったと思うのですが、このタイミングで出された。しかも出す前に、しっかりと建築資材の高騰というところも反映した説明資料を出しているところについては、感謝申し上げたいと思います。意見です。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

当地区の住居表示の決まり方がよく分からないので、これはシンボルタワーになるというか、区民の方々が快適で使いやすく、気軽に立ち寄れる居心地のよい庁舎という、私はもうずっと進めてきているから、ぜひいい庁舎になってほしいと思うから言っているのだけれども、これは2の2の5ですよ。どれぐらい役所から言って希望ができるのか分からないけれども、覚えやすいのであれば、2の2の2ぐらいにするとか、そういうことは、だってこれは役所の中でやっているのだから、わざわざ、それは分かるよ、3つぐらいの違いだと。その隣がこれだけ広いのだから、別に2の2の2のほうが覚えやすいのではないかと私は思ったのだけれども、そういう議論が全くないまま今日提出されたから、こういうのはどうやって決まるのですかとしか言いようがないのだけれども。

○山下新庁舎整備課長

ただいま委員からございましたとおり、確かに区の内部での検討、もしくは手続きなのではないかというところはおっしゃるとおりでして、私ども新庁舎整備課から戸籍住民課に所定の手続きをしまして、住所の付番を頂いたところでございます。その際に、どういった番号がいいとか、そういう希望を言うというよりは、一義的には道路との入り口です。先ほど黒線2本とご説明申し上げました。この位置に添うと2の2の5ですねということで、書類を受け取っているところでございまして、今の広町2の1の36に類するように、この2の2の5というところが皆様に慣れ親しまれるように、こちらとしても努めてまいりたいと考えてございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

これまでしっかり進めてきていただいたものが、いよいよまた前に進むという意味で、賛成したいと思います。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○中塚委員

区民の利益より開発利益を優先する新庁舎建設に反対します。庁舎は開発事業者のものではなく、区民のものであります。資材高騰が続く中、少なくとも一旦中止し、引き続き新庁舎建設についての住民議論を深めるべきだと思います。

○せりざわ委員長

それでは、これより第35号議案、品川区役所の位置を定める条例について採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○せりざわ委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和6年請願第3号 学校側の人権侵害から生徒児童を護る対策についての意見書の提出を求める請願

○せりざわ委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

まず、(1)令和6年請願第3号、学校側の人権侵害から生徒児童を護る対策についての意見書の提出を求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○せりざわ委員長

朗読が終わりました。

この後、通常であれば理事者にご説明をいただくのですが、本件は都に対しての意見書提出を求める

内容でございます。区議会として意見書を提出するか、しないかということですので、理事者の説明や理事者に対する質疑を求めるのではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましてはご発言をお願いします。

○中塚委員

まず初めに、紹介議員になっているやなぎさわ区議から話を聞きましたが、今、議論している請願は、品川翔英高校のことで、これをこの場で説明するというのも、紹介議員のやなぎさわ区議に了解を得ておりますので、冒頭説明させていただきました。本会議での質疑も皆さん、お聞きになったかと思えますけれども、そのことだということです。

それともう一つ、私はこの品川翔英高校における理不尽な校則やドレスコードによって生徒たちが苦しめられている、人権侵害が起きている、こうした状況に対して生徒自らが声を上げ、行動を起こし、変えていこうとしたその姿勢は、とても高く評価したいと思います。こういう力こそ次の社会をつくっていく大きなエネルギーになると、心から敬意を表したいと思います。なので、意見書を出すべきだと、まず初めに意見を述べておきたいと思えます。

若干質問させていただきますが、本会議での部長の答弁の続きですけれども、区に相談があれば都や国につながるといふ総務部長の答弁があったかと思えます。まず、事実の問題として、こういう問題が起きていることを区は知っているのか、報道を把握しているのか、あくまで事実の問題を確認したいということと、品川区は人権侵害、人権侵犯だと思っているのか、ここを確認させていただきたいと思えます。

○せりざわ委員長

お答えはありますか。

○勝亦総務課長

まず、今、委員から品川翔英高校という名前が出ましたので、そちらについてお答えさせていただきます。

区のほうにも広報広聴課ですとか総務課、それから人権啓発課のほうに、こういったご相談が入っております。また、こういった問題に関して在学生の方が行動を起こされたということは、一部報道によって聞いてございます。

人権侵犯と思っているのかどうかに関しましては、こちらにつきましては、区のほうで、侵犯であるか、ないかという判断をする立場にないと考えております。

○中塚委員

区のほうで判断すべき立場にないということですが、私は品川区内で起きている問題について、品川区が自らの考えを表明しない、これではいけないと思えます。確かに区民の暮らしに関わる、また品川区に関わる様々な事象に対して品川区が考えを述べることは、簡単なことではないと思えます。しかし、訴えがあって、声も区に届いていて、報道ベースではあっても知っていて、本会議でも質問され、この場でも質問され、それで判断を示す立場にない。この態度は許されないと思えます。

しかも、この請願にも書かれておりますが、パンフレットに校則はないと記載して自由な校風を演出していたのに、実態は真逆だと。監視カメラを生徒児童の合意も得ず設置していたと。私は、人権救済申立書も読みましたけれども、更衣室にまで監視カメラをつけていたと。先生の指摘によってこれは変えられたそうですけれども、そのデータが消去されたかどうか確認されないと、このような事態が起きているわけです。

少なくともこういう人権侵害については、例えば学校と生徒はよく話し合うべきだとか、一人一人の人権を保障すべきだとか、人権宣言をしている品川区としては改善が必要だとか、そういう立場こそ示すべきだと思いますが、改めていかがでしょうか。

○せりざわ委員長

先に、そもそもの請願の要旨が、品川区に何かを求めているというのではなくて、区として東京都に意見書を提出することを求めますかというところでもありますので……。

○中塚委員

要だと最初に言いました。

○せりざわ委員長

ええ。だから、そのご意見は分かります。今のお話のご要望も分かりますが、そもそもは意見書の提出を求めるかどうかというところでもありますので、その議論で何かあれば。

○中塚委員

質問しました。いかがでしょうか。

○せりざわ委員長

質問は委員間討議のほうで。

○中塚委員

いいじゃないですか、質問を1回ぐらい。

○せりざわ委員長

いや、いいじゃないかではなくて、そもそも、結構今、目をつむっているつもりではあるのですが。

○中塚委員

もう1回ぐらいいいじゃないですか。判断しないという答弁が、それはおかしいでしょうと。

〔「1回もう答弁があったじゃないか」「同じだよ」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員

答弁してください。

○せりざわ委員長

では、同じ話ですみません、もう一回。

○勝亦総務課長

人権侵害に当たるかどうかの判断については、法務局等の判断になってくるかと思しますので、区としては、人権侵犯については判断する立場にないと考えます。

○中塚委員

こういう品川区の態度だからこそ品川区議会が、請願にも書かれているとおり、こういう人権侵害は許されないと意見を上げるべきだと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

この請願は請願として、議論を整理して話さなくては、請願者のほうがよっぽど、これはやなぎさわ議員もよく理解しているのだけれども、よっぽどこれは書いてきたものに誰かが赤を入れている。やなぎさわ議員もそれは分かっている、まさにここが大切で、品川区としては何か注意するといった権限もない。それは分かったのだ。分かったけど、品川区は東京都に対して意見書を出すことはできるのだよ

と。だから出してくれと言っているわけで、だから、これが議会に来て、今度、我々議会が議員同士でどうしようという話なのだけれども、今の話は品川翔英がどうという話、人権の話とか、全然これは違うから、話の内容、多分ポイントは今のところだと思っていて、今、東京都、全国でそういういろいろな校則の話があって、それで、東京都もいろいろなことを言って、今、品川区でも中学校で子どもたちに、校則をどういうふうに考えるというのはやっているらしい。

というのは、おととい少し話を、私もPTAの会長さんから聞きましたけれども、中学生がある学校で出してきたのは、ピアスはオーケーにしようとか、髪の色は例えば何色でもいいというようなのを出してきて、ある学校のPTA会長が反対していると。会長会である会長が反対しているのだけれども、その会長自身が鼻ピアスをやっている会長で、おまえが言える柄かと言われた話があったりもしていて、今まさに校則のことは、様々な形で品川区も動き出したのかなと思っているところがあります。

そういうことを考えるのであれば、これは、今の段階では、私はやはり私立は私立の考え方があると思っていて、校則がないよと言ったのがどうというのは、相手からもきちんと聞いた話ではないから分からないけれども、それはやなぎさわ議員から聞いた話ぐらいしか私も分かっていないけれども、こういうことは、それはそれとして、今そういう校則を、いろいろな形で動きが出てきたのは事実だと思っています。

そういう状況の中で、我々議会が東京都に意見書を出していくとか、そういうことは、私はこの場ではするべきではないと思っているので、皆さんのお考えは分かる面もあるけれども、我々議会が責任を持ってお答えをするのであれば、今、東京都にこのような意見書を出すというのは、私は品川区議会の、例えばこれは総務委員会が中心になるのか、全体が中心になるのか分からないけれども、その中でやっていくべき話では今のところはないような気がしているので、私の意見はそんな感じかな。

○せりざわ委員長

ほかにご発言ございますか。

○須貝委員

すみません。もう1回少し戻してしまうかもしれないですが、品川区で意見書を出すということならば、やはり品川区として私はしっかり調査をしなければいけないと思うのです。それで、実際、品川区が調査できる権限を持っているのか。先ほど話が出ていますが、指導する立場にあるのか。向こうも調査を受け入れる義務があるのかどうか。この請願を読む限りは随分ひどいことをやっているなど、それは誰でも、僕自身もそう思います。ですが、意見書を出すなら僕らにも責任があるので、品川区としてもしっかり調査できない限り、それを前へ進めるというのはやはり難しいと思うのです。その難しいのを、いや、取りあえず出してくれというわけには、僕はいかないと思います。

もう一度お聞きしますが、ほかの人も聞いていますが、向こうが調査を受け入れる義務があるのか、また品川区として調査できるのか、あと指導する立場にあるのかということ、それだけ教えてください。

○勝亦総務課長

私立高校に関しては、私立学校法、それから東京都の条例におきまして、東京都が所管するものとなってございます。今ございましたように、そういった意味では品川区で調査等を行う権限はございません。ただ、先ほど中塚委員がおっしゃいましたけれども、そういったご相談等があれば、もちろん区としては真摯にお伺いして、必要な機関につなぐ必要があるとは考えてございます。

○須貝委員

なかなか踏み込めないとなると、我々もきちんと実態調査をしない限り、なかなか意見書を出すというのは難しいと思います。今の時点では、品川区としてしっかり相談に、子どもたちも含めて、児童・生徒に対しても乗ってあげる。そして、どこどこに、東京都なら東京都につないであげて、そこで、品川区で協力できることがあったら協力していくという対応しか、僕は難しいと思います。今、私が言えるのはそこまでです。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○大倉委員

私としても、意見書を委員会として出すということは重い判断だろうと思っておりますので、しっかりと調査していくとか事実を確認していく必要性というのは、非常に感じております。この内容だけ見ると、本当に子どもたちにとっては大きなストレスと人権侵害を受けているだろうというところでは、ひどい内容だなとは感じているものの、議会で、委員会でこれを出していくというのはなかなか、今のご答弁の中でもあったように、難しいのだろうというところでもあります。

ただ一方で、やはりご相談をいただいたり、子どもたちからそうした、今回、品川区もいじめの担当部署を改めて区長部局に設置して、今、子どもたちの権利を守っていくところを進めている中でありますので、しっかりとこうした相談には、国や都のほうにもつなげていっていただいて、より丁寧に対応していただくということができれば、ぜひやっていただきたいと考えております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

私も意見書を出すことを議会として、また委員会として求めていくことは、困難とは考えています。

とはいえ、ここに書いてあることですが、例えば校則がないと記載していながら、実際には校則があったということになると、これはどちらかという契約違反にはなってくる。消費者契約の関係になってくるのだろうと思っています。さらに、書いてある監視カメラの点、先ほど具体的に更衣室という話も出てきていましたけれども、そうしたことがあれば、それもやはり極めて大きな問題になってくるのだろうと思います。

ただ一方で、この請願自体は特定の学校名を書かない状態で出していただいている、一方で、先日の一般質問、そして、今日の中塚委員からのご質問によって、逆に特定されてしまっている状況です。これで議会が何か意見書を出すという判断をすることは、事実上、特定の学校に対して事実認定を行っていることと変わらなくなってくるというのも、この請願の要旨には、生徒・児童たちの人権侵害をしている学校ということが書いてあるわけですから、これを議会として是とするということは、事実上、その事実認定をやってしまうということになると思っています。

それは極めて重い判断で、当事者の方たちからすれば、もうその事実は確定しているということかもしれないけれども、一方で、対象となっている学校からすれば、学校なりの言い分もあると思います。それを聞かずに、我々が調査していない状態で判断をするというのは極めて重たいし、当事者の方たちからすれば、本件についてはこうだというご意見があると思うのですけれども、それをやるということは、逆にほかの場面では、物すごく強い権力を行使してしまうことにもつながっていくと思うのです。

今現状では、この具体的なほうの事案がどうなっているかといったら、報道を見る限り、人権救済の申立てをされている。その判断が出てくるという意味では、多分出てくるということになってくると思

うのですけれども、そういうものが出てくる。さらに、所管は東京都ですから、東京都が何らかの対応をしていくのが本来の筋だとは思いますが、そうしたことが行われていく。

そうしたことが行われていく中で、それでも本来の所管である東京都が何もしないという場合に、今、品川区の区民、もしくは区に通われている方たちが人権侵害を受けているということになった場合には、そこで、品川区としてももちろん区民の安全とかを守る。これは、本件は学校の話ですけれども、それ以外に私たち区議会も、例えば羽田新飛行ルートの問題とか、必ずしも所管は品川区ではないけれども意見書を上げることというのは確かにやっていますから、そうした本来の所管であるところが動かない、人権侵害も続いている、そういう場合には、私たちとしてもやるべきことを考えないといけないとは思いますが、現状ではまだその段階も見えていない、かつ事実の認定も、我々に今する能力もする権限もないという状況の中でこの請願に賛成することは、私としてはできないと考えております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

では、ご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

それでは、令和6年請願第3号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

本日結論を出すで、不採択です。区内の私立学校の話というのもありますけれども、中身に対して事実確認が行われていない中、仮にこれが事実だとしても、介入する権限がないのかなと考えています。しかしながら、子どもたちを守るためにも相談等をしっかり聞いていただいて、しっかりと都や国へとつないでいただけたらと思います。

○塚本副委員長

本日結論を出します。結論は不採択です。理由としては、これまでの委員のお話とも重なりますけれども、請願では特定されていないですが、今までの議論の中で品川翔英高校ということで、1つの私学の話で、今その中で人権救済申立て、そういうところにも今かかっている話という、事実関係についての議論がなされている。そういうことがなされている中でこういったものを議会として上げていくということは、やはり適さないと思いますので、不採択でお願いします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いします。理由については、先ほど松本委員から、これを認めてしまうと事実認定になってしまうというところは非常に大きいのだろうと改めて思いましたし、この権限自体は調査しないと分からないというところは、第一義的には確かに都のほうで判断していくというところで、今回、今、この意見書を出すということについては、議会としてなかなか難しいという判断を改めてしましたので、不採択でお願いします。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いします。先ほども申し上げましたが、東京都が所管ということならば、東京都には大勢の都議会議員がいらっしゃいます。ぜひその方たちに相談して、私は今回の、皆さん、提出された、請願書を出された方の意見をその方たちが認めてくれて、そして、その学校にきちんと提案できるような方向で進んでいただければいいと思います。私も区議会議員で、関わ

れないということは残念ですが、そういう道がありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○松本委員

本日、結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。理由は、先ほど大半を申し上げさせていただきましたので、そのとおりでございますが、最後に1つ申し上げるならば、本件の請願代表者の方がお幾つの方なのかということは、出てこないところでございます。ただ、内容的にはやはり学校の話ということなので、一定、未成年の方、学生の方が動かれていることは推測できます。その中で、声を上げるとのこと、あるいは、何かこうした政治的、行政的な手続を取られるということは、やはり大きな負担がある。学業もしながら動くということは、とても大きな負担を伴うことだと思います。

ただ一方で、誰かが声を上げたりするということは、民主主義にとってはとても大事なことだと考えておりますので、これがお幾つの方なのか、私はここで断定することはできませんけれども、こうした動きをされていくということは、品川区にとっては、それ自体はとても重要なことかなと付言させていただきます。意見とさせていただきます。

○石田（秀）委員

結論を出すで、不採択でお願いします。理由は先ほど言いましたけれども、お気持ちは分かるし、では、これをどういうふうにしていくのだということ、これはもう私立学校なので、私も以前、相談を受けた中で、これはある私立の中学校だけれども、募集が200人、全員高校に進学できます。でも実際は、200人が中学1年生なのに卒業するときは150人。50人は退学。本当にそれでいいのかと思ったけれども、学校の言い分は、中学だから50人はきちんと帰るところがあると。公立の中学校へ戻ればいいわけだから、だから退学にしているのだ。高校に行かせるときは150人、きちんと全員高校に行けているという言い方なのだけれども、なるほどこういう言い方かと思って、それでどうしてくれという話があったのだけれども、こういうことも私立ではあるのは事実だと思っているし、私もそのときはそれを確認したけれども、しかし、これがまさに私立で、ではどこが指導するのか。これは区ではなかなかできないなという話はそのときもあったけれども、そういうこともあるわけで、そこは品川区の学校ではないけれども、だけど、そういうものには必ず行政区があるわけだから、そこでしっかりやってもらう。

だけど、その退学された子どもたちがどうかというのは、公立中学校に行けるにしても、気持ちの問題もあるだろうから、だけど、そういうところもあるということも踏まえると、やはり一度ゆっくり議会でも、たまたまやなぎさわ議員から私は少し聞いているからあれだけれども、1回一緒に話そうということがあってもいいかなぐらいは少し今思っているけれども、この請願自体は不採択。

○中塚委員

本日結論を出すということと、採択でお願いします。

初めに、まず区のほうで人権侵害との判断はしないとやっているからこそ、区議会から品川区に対して、東京都へ意見を出すことを働きかけるべきだと思いますので、意見書を出すべきだと思います。

それと、皆さんのご意見を伺いましたが、私立高校も公教育です。当然ながら、どんな理由があろうとも人権侵害は許されません。それが憲法の要請であり、そして、品川区の人権宣言の要請だということです。

それともう一つ、私自身、住まいが西大井なので、西大井駅で品川翔英高校の学生をこの何年間ずっと見てきました。髪の毛がカラフルで、近所の人にどう思いますかと聞いたら、最近の高校生は自由でいいね、おしゃれだね、かっこいいねと言っていました。別に、昔は金髪だ、茶髪だといったらヤン

キーの象徴みたいな、そんな時代もあったかもしれませんが、今は違うのですよ。これは区に言う話ではないのだけれども、自分の自己表現だし、そうありたいし、そう見られたい、それが青春なのですから。それを、たった一度しかない高校生活をこんなに乱暴に奪うなどという高校は許せんと、この場を通じて品川翔英高校に言いたいと思います。

○せりざわ委員長

それでは、本請願については、本日結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことで決定いたしました。

先ほどそれぞれの方にご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

それでは、令和6年請願第3号、学校側の人権侵害から生徒児童を護る対策についての意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○せりざわ委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 令和6年請願第4号 消費税減税を求める請願

○せりざわ委員長

次に、(2)令和6年請願第4号、消費税減税を求める請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○せりざわ委員長

朗読が終わりました。

先ほどと同様、この後、通常であれば理事者にご説明いただくところですが、本件は、国に対して意見書を求める内容でございます。区議会として提出するか、しないかということですので、説明や質疑を求めるのではなく、委員間での討議をさせていただきたいと思います。

それでは、委員の皆様からご発言願います。

○中塚委員

ぜひ皆さんと一緒に、消費税の減税を国に求めていきたいと思います。それぞれ議員は様々な政党や立場から出ておりますから、考えの違いがあることは百も承知です。ただ、あえて言うならば、エネルギー価格の高止まりは、誰もが共通する区民の実態としてつかんでいることだと思います。食料品についてもそうです。実質賃金も下がっていると。賃金は上がったといっても、物価の上昇を超えていないということも、異論はないと思います。

消費税減税についてあえて言うならば、ここにもありますが、コロナも踏まえて100か国が、今、

消費税の減税を行っているというところが、私はこの問題に、保守とか革新とか、右とか左とか、そういう議論はないのです。この100か国というのは左翼政権ではないです。もっといえば保守本流、様々な国の人々が選挙で選んでいる政権でどうこう言うつもりはないですけれども、多くが資本主義国であり、多くが保守と言われる政治をやっている国も含めて、100か国以上が減税しているということは、これが国民の所得を増やすことにつながるし、これが経済を動かしていく個人消費の引き金になると思うからです。そんなのに何とか経済とか主義主張はないのです。

ぜひとも、いろいろ立場もあるから難しいところもあれですけれども、質問はしません。皆さんに、この請願に賛成していただきたいと一言お願いして、終わります。

○せりざわ委員長

ほかにご発言はございますか。

○須貝委員

今回、消費税減税を求める請願ですが、確かに多くの皆さんが感じているように、株価が世紀最大の株価に到達したといえども、それは一部の投資家が上げている話で、実質、一般社会、一般の区民にとっては歴史的な異常な物価高騰だと思います。政府で、では何をやってくれるのかな。私もずっと見ていましたが、一向に改善、下がる兆しが見えない。私は、こんな歴史的な異常な物価高騰ならば、やはり国、さらに各自治体を挙げて、国民を、また都民や区民を何とか支援するというのをやるのが、自治体の使命だと考えております。

代表質問で申し上げましたが、年金だけに頼って生活している高齢者が1,000万人以上いる。非正規雇用が2,300万人、中小企業で2,600万人働いている。フリーランスが1,000万人以上、個人事業主・家族従事者が600万人。要は数千万人の人が、実質、今、大変な時期を迎えているのです。低所得者層はそれなりの支援もあります。それから、子育て支援も確かにあります。ですが、その中間にいらっしゃる方は、これだけ数千万人の人がいて、全く支援の手が差し伸べられない。ゼロとは言いませんが、私は、これでは政治って何だろうなと思います。

今回、この消費税減税を求める請願ですが、品川区民を捉えれば、やはり区民に直結する話なので、こういう請願、国に出してどうなのだという話ではないですが、区民を代表するならば、やはり私は意見書は出すべきだと思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○石田（秀）委員

私は、この請願自体には反対、出さないという立場でいます。理由は幾つかありますけれども、基本は、私も中小企業の経営者で、会社も、社員もいてやっていますけれども、消費税、では品川区がやれること、議会人の立場として品川区がやれること、つい1週間ぐらい前には「7万円届きました。ありがとうございます」という御礼を言われたことがあったけれども、品川区はそういうところに、今回の物価高騰対策でもいち早くその部分には、その前が3万円だったかな、今度7万円かな、何か手当てをしてやっているの、そういう意味では品川区もやれることをやってきているのかな。これからも品川区は、どこまで広げるか。

この前話があったように、我々も前は全区民に3万円で中学生以下5万円という話もあって、これは135億円ぐらいかかってしまったけれども、これがいいのかという話もあるけれども、区議会として品川区民の方々に、今こういう状況にあるときに何を品川区として政策を打っていくのかというのが、

これから求められているのだらうと思っていますし、子育てをしている家庭については相当今、給食費の無償化や、今度、文具とか教材とかということで大分、高齢者の方々からは逆に、俺たちのところへどういう手当てをしてくれるのだぐらいのことは言われているので、私は今度これもやっていこうと思っていますけれども、これも質問をしようと思っていますけれども、それはそれとして、だから、消費税減税を求める請願という部分で国に出す。これを我々議会が判断して出すことは、幾ら区民の人がいろいろ思っているとしても、品川区の立場としたら、やれることをやっていくほうが先であって、これを出すことがプラスとは私は個人的には思っていないので、やれることをしっかり区民の皆さんのためにやっていくというほうが先だと私は思っているので、これについては不採択という立場ということです。

○せりざわ委員長

ほか、ございますか。

では、ご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

それでは、令和6年請願第4号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらか発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。消費税はそもそも国民全体に一律にかかるもので、国政において税率の議論が行われており、品川区議会として議論するには情報が少な過ぎると思います。区民からのご意見は様々伺っていますが、品川区議会において、消費税に対して責任を持って議論できる材料がそろっていない、また権限も有していないことから、どちらかに区議会からかじを切ることは避けたいと思います。ただ、物価高騰など厳しい経済状況に苦しむ区民、事業者に対しては、適切に手を差し伸べていただけたらと思います。

○塚本副委員長

本日結論を出すということで、結論は不採択です。理由は、いわゆる消費税というのは社会保障の財源ということで、ここを減税するということは、その社会保障をどうするのかという国の形に関わることをまず第一義に考えますので、景気対策、不況脱却、こういう手段としてはやはり適さないものだと思います。景気対策、不況対策、本当に今、物価高の中で生活が大変ということに対しては、別途政策を国と区で打ってもいるし、今後とも状況に応じて適切にやっていく必要はまだまだあると思いますけれども、消費税ということでのいわゆる景気対策、不況対策というのは、不採択ということでお願いします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、態度としては不採択をお願いします。本当にここにあっており、私たちの地域の方でも、生活に困っている方もいらっしゃいますし、高齢者の方で本当に年金で生活されていて大変な思いをされている方、また独り親でなかなか生活が苦しいというお声も聞いています。やはり議会として、今までもそうですが、実際、区議会議員として議会でどのように支援していくかというのをしっかり考えていくということが、まず大きく必要だろう。消費税減税については先ほど来、社会保障のというところでもありますし、国の根幹に関わるところもあって、どこまで減税していくのを求めるのかとか、どういった減税を求めて、減税になったときの効果とかというところでいうと、私た

ちにはまだまだ分からない部分も多いのかなというところで、求めていくということについてはできるのはできるのですが、私たち議会としては、しっかりと今区議会でできること、求められることをもってやっていくということが、まずはこれからも続けていかなければいけないだろうというところでも、この請願については不採択でお願いします。

○須貝委員

本日結論を出すということと、採択でお願いいたします。私が申し上げているのは、決して景気対策でも不況対策でもありません。これはまさに国民の救済対策だと私は思っています。今の時期は、消費税を減税することによって、それで幅広い国民の生活が助かるということを考えたら、今は、今はですよ、消費税減税が一番的確な、私は国民の救済対策だと思っております。

○松本委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。少しだけ理由を申し上げさせていただきますと、先ほど国政の話というお話も出ておりましたけれども、ただ、当区議会としても、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書などは出しているところがございますので、必ずしも国政の税に関して意見を述べられない立場ではないと考えております。

内容といたしましても、我が党としても日本維新の会としても消費税の減税を求めているところがございますので、こちらについては、私ども品川区議会日本維新の会としても是と考えているところがございます。

○石田（秀）委員

結論を出す、不採択でお願いします。理由は先ほど言いました。今、国の話という話がありましたが、私は国の話をしているつもりもあまりなくて、先ほども理由を言いましたけれども、まずそこは各政党、いろいろな思いがあるだろうから、それは国でやってくれと。私は品川区議会議員だから、それに伴って区でやれること、物価高騰対策、経済対策、そういうことであったとしても、それは品川区でやれること。7万円の話もあったけれども、1週間ぐらい前にありがとうと言われたけれども、こういうことを品川区はやっていないかといえばそんなこともないわけで、私はそういうことを優先してやるべき話であって、だから、そういう意味で、私は消費税をここで減税する立場にはないということ为先ほど来明確に言っているわけで、だから国がどうと言うつもりもなく、私はその部分については不採択です。

○中塚委員

本日結論を出すということと、採択でお願いします。消費税減税をすべきだと思う理由は先ほど述べたとおりですけれども、ぜひともそういう流れをもっともっと強めていきたいと思えます。

一点だけ、消費税は国税だから国会で議論すべきであってとか、品川区が国に意見を求める立場にならないなどの意見がありましたけれども、でも、品川区も法人住民税の国税化については意見を上げているわけだし、ふるさと納税についての理不尽さは意見を上げているし、その意見については私と同じ意見だし、消費税になると意見を言わないというのはどうかなと思います。ぜひ区民の暮らしに立って、国に対しても、必要であれば誰に対してでも、区民の暮らしを守る立場で意見を言っていくと、これが自治体のあるべき姿だと思います。

○せりざわ委員長

それでは、本請願については、本日結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方からご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

それでは、令和6年請願第4号、消費税減税を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○せりざわ委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(3) 令和6年陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○せりざわ委員長

次に、(3)令和6年陳情第1号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○せりざわ委員長

朗読が終わりました。

本陳情は、令和5年第3回定例会開会中の9月25日の委員会で審査した令和5年陳情第28号の陳情項目と同様のものであります。理事者からの説明については、その際から変わった点、新しい項目について、前回の審査と極力重複しないようご配慮願います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○崎村人事課長

今、委員長からお話がありましたように、昨年の9月に本件陳情に類似する陳情が出されて、その際にもご説明をさせていただきましたが、これまで、心理的圧力を受けたという職員からの苦情の相談、また訴えというのは寄せられておりませんでしたし、またこの5か月の間についても、特にそういった相談は寄せられていないというのが実情でございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○大倉委員

改めて少し確認ですが、こういった、例えばアンケートではなくて、今、相談体制が十分できているという認識ですが、こうした行為があれば、すぐそういった相談窓口、相談を受け入れる体制があるということでもいいのですよねという確認です。

○崎村人事課長

そういったご相談だけではなくて、全ての相談が人事課に寄せられるようになっておりますし、昨年の7月から区長が直接みる目安箱というのもできまして、直接そういった相談が受けられやすいといえますか、相談に対するハードルは下がっているのかなと考えているところでございます。

○せりざわ委員長

ほかにごございますか。

では、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第1号の取扱いについて、ご意見を伺いたと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いします。

○澤田委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします、理由としては、前回と同様に、苦情や相談実績、指導実績もないことから、実態調査をすぐに行う必要は現時点ではないと考えます。しかしながら、もし今後相談などがあった場合は、迅速に、適切に対応していただければと思います。

○塚本副委員長

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。今、人事課長から答弁があったとおり、現状でそういった事実は全く認められないということで、そういった中で現状、さらなる何か調査等を実施するということには当たらないだろうということで、不採択でお願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いします。区の職員の相談しやすい環境づくりというのも今もう進めていただいているというところで、こういった意見も相談も寄せられていないということから、現状すぐというところではないかと思えます。もしまたそういったことが増えてくるようであれば、また別途対応すべきではあると思いますが、現在必要ないと思っていますので不採択でお願いします。

○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いいたします。理由は、庁舎内で現在こういう事案が起きていないということで、不採択とさせていただきます。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。理由ですけれども、まず、心理的圧力をかけて特定政党の機関紙を購入させるという行為は、許されてはいけないとは思っておりますが、一方で、他の自治体でこうした事案があるからといって本区であるかといったら、それは全くそんなことは事実とは限らない。本件との関係でいうと、前回の議論の中でも理事者からそうした事実はないということを答弁していただいている。その中で、それに対して何らかの端緒があれば別論ですけれども、そうしたものがない中で実態調査をしろという結論を議会が出してしまえば、それはかえって区役所を信用していないということになってしまうかと思えます。かえって行政と議会の関係性を壊しかねないとも感じますので、本件については不採択と申し上げます。

○石田（秀）委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。理由は、もう変わったところもないわけなので、不採択。

○中塚委員

本日結論を出すということと、不採択をお願いします。相談がないということでもありますので、調査も必要ないと思います。

○せりざわ委員長

それでは、本陳情については、本日結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方からご意見を伺いましたので、本陳情については簡易採決により採決を行います。令和6年陳情第1号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○せりざわ委員長

次に、予定表3、その他を行います。

まず、今定例会の一般質問に関わる所管質問ですが、今定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外にも議論に加わっていただくという形で進めたいと思います。

それでは、所管質問がございましたらご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ありがとうございます。

では、いらっしゃらないようでございますので、以上で、一般質問に関わる所管質問について、終了いたします。

次に、その他を行います。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって総務委員会を閉会いたします。

○午後2時44分閉会